

総務委員会会議録

時 平成25年6月14日（金） 開会時間 午前10時04分
閉会時間 午後4時06分

場所 第3委員会室

委員出席者 委員長 堀内 富久
副委員長 飯島 修
委員 臼井 成夫 望月 清賢 棚本 邦由 清水 武則 仁ノ平 尚子
丹澤 和平 早川 浩 木村 富貴子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

知事政策局長 鷹野 勝己 企画県民部長 岩波 輝明
リニア交通局長 小野 浩
知事政策局次長 深澤 肇
知事政策局次長（広聴広報課長事務取扱） 茂手木 正人
知事政策局次長（行政改革推進課長事務取扱） 古屋 金正 政策参事 弦間 正仁
秘書課長 若林 一紀
企画県民部理事 小松 万知代 企画県民部次長 伏見 健
企画県民部次長 相原 繁博 企画課長 一瀬 文昭
世界遺産推進課長 市川 満 北富士演習場対策課長 関岡 真
情報政策課長 清水 正 統計調査課長 浅沼 潔
県民生活・男女参画課長 小林 幸子 消費生活安全課長 古屋 久
生涯学習文化課長 斉藤 進 国民文化祭課長 樋川 昇
リニア交通局次長 佐藤 佳臣 リニア推進課長 岡 雄二
交通政策課長 広瀬 久文

公安委員 井上 利男 警察本部長 真家 悟
生活安全部長 古屋 一栄 警備部長 門西 和雄 交通部長 宮崎 清
警務部長 天野 賀仁 刑事部長 北村 正彦 総務室長 梶原 猛一
会計課長 清水 一成 地域課長 古屋 正人 生活安全部参事官 輿水 雅彦
警備部参事官 眞壁 昌三 交通企画課長 佐藤 直行 警察学校長 佐藤 元治
首席監察官 輿石 靖 警務部参事官 松原 茂雄 教養課長 長田 法
刑事部参事官 浅川 和章 捜査一課長 小林 仁志 捜査二課長 佐藤 岩生
通信指令課長 岡田 寿雄 少年課長 河西 昇 生活環境課長 中山 良彦
警備二課長 清水 順治 運転免許課長 篠原 義政
交通規制課長 窪田 圭一 交通指導課長 三井 司 監察課長 市川 和彦
厚生課長 三浦 元彦 情報管理課長 古屋 政博
組織犯罪対策課長 楠 宏一

総務部長 前 健一 会計管理者 小林 明
人事委員会委員長 小俣 二也 代表監査委員 芦沢 幸彦

選挙管理委員会委員長 成澤 秀仁
総務部防災危機管理監 佐野 芳彦 総務部理事 吉田 泉
総務部次長 望月 洋一 総務部次長（人事課長事務取扱） 吉原 美幸
職員厚生課長 渡邊 一男 財政課長 田中 俊郎 税務課長 鷹野 正則
管財課長 中澤 宏樹 私学文書課長 前嶋 健佐 市町村課長 秋山 剛
防災危機管理課長 前沢 喜直 消防保安室長 山下 宏
出納局次長（会計課長事務取扱） 石原 光広 管理課長 佐野 光一
工事検査課長 矢崎 政人
人事委員会事務局長 藤江 昭 人事委員会事務局次長 小林 善太
監査委員事務局長 八巻 哲也 監査委員事務局次長 鈴木 明彦
議会事務局次長（総務課長事務取扱） 大森 茂男

議題（付託案件）

- 第 73号 山梨県職員給与条例等中改正の件
- 第 74号 山梨県市町村振興資金条例中改正の件
- 第 75号 山梨県県税条例中改正の件
- 第 79号 平成25年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの並びに第3条地方債の補正
- 第 85号 山梨県職員の給与等の臨時特例に関する条例制定の件
- 承第 1号 山梨県県税条例中改正の件

- 請願第 23- 3号 国に原子力政策の転換を求めることについての請願事項の1
- 請願第 23-13号 原発から撤退し、自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出を求めることについての請願事項の1及び2
- 請願第 23-14号 「浜岡原発」の永久停止・廃炉を求める意見書採択を求めることについて
- 請願第 23-15号 浜岡原子力発電所を永久停止（廃炉）にすることを求めることについて
- 請願第 23-16号 山梨県議会議員の海外研修制度の廃止を求めることについて
- 請願第 24- 7号 「取り調べの全過程の可視化を求める意見書」の採択を求めることについて
- 請願第 25- 3号 地方自治と民主主義を守る立場から、沖縄全自治体の総意を尊重し、日本政府に対し、米軍新型輸送機オスプレイの配備撤回と全国での低空飛行訓練中止を求める意見書の提出を求めることについて

審査の結果 付託案件について、原案のとおり可決すべきもの若しくは承認すべきものと決定した。また、請願については、いずれも継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、知事政策局・企画県民部・リニア交通局、警察本部、総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局の順に行うこととし、午前10時5分から午後12時5分まで、途中休憩をはさみ、知事政策局・企画県民部・リニア交通局関係、休憩をはさみ、午後1時3分から午後1時37分まで警察本部関係、休憩をはさみ、午後2時2分から午後3時37分まで総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係の審査を行った。

主な質疑等 知事政策局・企画県民部・リニア交通局関係

※付託案件 議案第79号

質疑

(鉄道輸送対策事業費について)

臼井委員 今の廣瀬課長の説明で、鉄道会社へ県費を助成するというのがどういう根拠で、説明が余りにも雑駁過ぎて具体的にわからないが、もうちょっと教えてほしい。

廣瀬交通政策課長 この事業は国が笹子トンネル崩落事故を受けまして、橋梁、鉄道関係の安全対策という形で鉄道施設安全対策事業費補助金という制度を設けました。資金力に一定の限界がある中小企業を対象に、こうした笹子トンネルのような老朽化対策・耐震対策、そういったものに対して経費の一部を助成するものでございます。このたび富士急行と国との内容が固まりましたので、国と同額を県として助成するものでございます。

臼井委員 これは、国がつくった制度なのか。

廣瀬交通政策課長 制度自体は国が富士急行に対して支給するものでございますが、県として国と同額の補助をするもので、国の制度としては載っておりますけれども、県単独で支出するものでございます。済みません、言葉が足りませんでした。

臼井委員 国の制度で、県にはそんな制度が別に今まであったわけじゃないでしょう。

廣瀬交通政策課長 今まで県の方では富士急行の再生事業に対しまして5年間、21年～25年の間、別の補助制度に基づいたこの制度で支援をしてまいりました。それに加えて、今回、国の制度と同額の補助金を支出するものでございます。

臼井委員 聞いているのは国にそういう制度があって、山梨県でもそういう制度をつくったということなのか。山梨県で制度もなく、国と同額を補助するというのも余りにも無謀な話だと思うが、山梨県の制度があったら示してほしい。

廣瀬交通政策課長 国のほうでそういう制度、鉄道施設安全対策事業費補助金制度がございまして、これを合わせまして山梨県のほうで臨時に鉄道安全対策事業費補助金という制度を設けまして今回6,160万円、国と同額を支出するものでございます。

臼井委員 今回山梨県も国に準じて制度をつくったということだね。

廣瀬交通政策課長 はい、そうです。

臼井委員 いつつくったのか。それから、国と同額といっても全体の事業費が幾らで、事業者が幾ら出して、国費・県費が幾らだという説明が全然ない。ただ国と同額だと、国と同額だ。なんていうことだけではよくわかんないよ。

廣瀬交通政策課長 済みません、現在計上しておりますのは県の県費分でございます。総額は調査費が2,400万円、それから、工事費の方が1億3,000万円、トータルで1

億5,400万円でございます。このうち5分の2に対する6,160万円を今回予算計上させてもらうものでございます。それでこの予算につきましては今度、この補助金交付要綱を定めまして支出の方をさせていただきたいと考えております。

臼井委員　　今、課長の説明では全体が1億5,600万円、事業者の方の負担は少ないわけ。国・県これ合わせると1億2,320万円か、そうすると、事業者は県負担6,160万円の半分ぐらいじゃない、事業者は。そんな制度があるの。事業者が県の半分ということは、あるいは国の半分ということは事業者の負担は幾らなの、事業者の負担は。

廣瀬交通政策課長　そのとおりでございます。1億5,400万円の5分の2を国、5分の2を県、事業者の負担は5分の1、つまり県の金額の半分となります。今回の場合笹子トンネルの崩落事故を受けまして、中小の鉄道事業者が緊急に老朽化対策とか震災対策、そういったものに対する減災・防災の対策をするということで補助率が高くなっております。

臼井委員　　こだわるわけじゃないけれども、民間の事業で減災・防災はわかるんだけど、民間の事業で事業費の5分の1が民間負担で、公共的な鉄道とはいえ純粋な民間事業で民間の負担は5分の1なんていうのは、財政関係の人たちがいたら、ここはないから、だけど、財政の経験者もいるだろうし、部長たちもそういう経験してきていると思うけれども、こういう制度ってあるの、他に。民間の事業に対して、民間の単独事業に対して減災・防災はわかるけれども、当事者が5分の1であと5分の4は国・県だなんていう制度がほかにあるの。もしあれば国の指導で県は国の同額にしなさいなんていうことを国が言ってきているのか。

廣瀬交通政策課長　これまでの補助制度は県の負担はおおむね5分の1もしくは3分の1、国が3分の1、県が3分の1、もしくは国が5分の1、県が5分の1という形で、今回の場合は特別に高くなっております。この補助制度の内容は国の方が県と同額までを、地方の負担分を上限として国が出すという形になっておりますので、結果として国と県が同じ金額を出すという形になっております。

臼井委員　　今あなたのお話だと県は国以下にしなさいということだね。言い方で同額ないしそれ以下にしなさいと、それを同額にした根拠は。

廣瀬交通政策課長　国の方が地方負担分を上限として支出するという形になっておりますので、県が出した金額と同額を国が負担するという形になります。

臼井委員　　さっきの答弁と違うじゃないか。

廣瀬交通政策課長　同じことを言ったつもりです。

臼井委員　　そうじゃない。課長が言ったのは、国の上限を超えないように、国の補助額を超えないように県もしなさい、みたいなこと言わなかった。さっき答弁で、言ってない。

廣瀬交通政策課長　言ったとしたら私の言い間違いでございます。

臼井委員　　どちらにしても余りにも珍しい補助だから、当事者が5分の1で国・県が5分の

4なんていう制度は普通ない制度だよ、実際言って。だから、そういう制度をつくったときに何で我々に説明しないのか。こんなところでわかeni言われたって、そんな制度あるのかという話になっちゃうじゃない。制度をいつつくったんだ、県がつくったのか。

廣瀬交通政策課長 県の補助制度というものは国にあわせて予算計上させていただいた後、補助金交付要綱を設定して実際支払いをしていくものでございます。その意味で、今回の予算計上が県の制度をつくるということになると思われます。

臼井委員 そんなことはないよ。予算計上したことが、それが制度だなんて、そんなばかな制度あるわけないじゃない。後ろに担当者や補佐たちがいるんでしょう。ちゃんとしっかり答弁しなきゃだめだよ。予算計上したのが、イコールそれが制度の決定ですなんて、そんなばかなことありっこないじゃない、それは間違いじゃないの。担当は誰、局長か。

小野リニア交通局長 大変申しわけございません。今、予算案をここで御審議いただいているわけでございます。この予算案を基本的には今、ちょっと説明が足りない部分があつて大変恐縮ではございますけれども、国の制度にのつとつて本県でも同様な補助制度をこの予算案に基づきましてこれからつくつてまいりたいというふうを考えておりますが、その制度の内容につきましては、今、課長が申し上げましたとおり国の笹子トンネルの崩落事故を受けまして、国の方におきましても減災・防災というのは大変大事だということで、至急そういう点検をしたりとか、あるいは、またそういった緊急の補修等をする必要があると思われるようなところに対しましては、やっぱり緊急に整備をしなければならないということで従来の補助率よりもかさ上げをしまして、かなり有利な補助制度を国の方でつくつてくれたということでございます。本県におきましてもそういった面で、この有利な助成措置を活用いたしまして、できるだけ県民の皆さん、あるいは国民の皆さん方が安心して鉄道に乗れるような、そういう環境整備をしたいということで、この制度をつくつたという状況でございます。

臼井委員 小野局長の答弁も廣瀬課長の答弁もほとんど全く同じだよ、違うわけがないけど、ともかく県が補助要綱なりそういった制度をつくつて、そしてそれにのつとつて補助をするというのがルールじゃないのか。今、局長の話も聞いていると、この予算を仕上げてから制度をつくるみたいな、今そういう趣旨の答弁していたよ。そんなことはあり得ない。予算を計上して予算が通つたら制度つくるなんてばかなことありっこないじゃないの。補助制度をつくつて、そして補助金を決定して、そして議会に提案する、これがルールじゃないの。ちゃんとしっかり答弁できる人いないのかい。私は納得しないな、あり得ないから。要綱も何もなくて6,160万円の予算を計上して議会に提出してから、これが通つたら制度つくりますなんて、そんなばかな役所がありっこないじゃないの、それは納得しない。

清水委員 これは双方ともいろいろ意見があると思うけど、意見を統一して述べるよう暫時休憩して、それで再開する。

堀内委員長 暫時休憩します。

(休 憩)

堀内委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長より申し上げます。本問題に対する審議は後ほどにし、他の審議事項をしたいと思います。

(富士山世界遺産センター(仮称)整備事業費について)

早川委員

世界遺産推進課の富士山世界遺産センターについてお聞きします。本会議でも説明あったかもしれないんですが、重なったら申しわけありませんが、この費用は、設計費と調査費だと思うんですけども、これをした上での具体的な建物の規模だとか中身について、今、現状でわかっている部分を教えてください。

市川世界遺産推進課長

世界遺産センターについての御質問でございますが、先ほどお話しさせていただいたとおり、約1,500平米程度のものをつくろうと考えてございます。したがって、現行の富士ビジターセンターがほぼ同程度のものがございますので、世界遺産センター全体とすれば3,000平米を超える形になるろうということを、今、想定をしているところでございます。

中身でございますが、今回考えています1,500平米のうち、約800平米程度が展示スペースということ想定しているところでございまして、これ以外には図書情報室でありますとか、事務室等々を考えているところでございます。展示につきましては富士山の顕著な普遍的価値ということもございまして、芸術の源泉、信仰の対象といったものについて、しっかりとわかりやすく説明する内容、それから、保存管理の重要性につきまして御理解いただけるような展示を考えているところでございます。これにつきましては今後プロポーザル方式で内容を詰めていくということを考えております。

早川委員

この世界遺産センターに安全対策の要素というか、そういうものについてはないんですね、確認です。

市川世界遺産推進課長

この富士ビジターセンターの南側以外に、現在、ことしのお山開きまでの間、5合目の総合管理センターに展示を置こうと考えておりますけれども、その中には登山のルール・マナーといったものも展示をするつもりでございます。行く行くは5合目の総合管理センターにつきましても、全体的な世界遺産センターのブランチという位置づけも考えておりますので、メインは5合目の方で考えております。

早川委員

中身にもよりますが800平米の展示をなさるといことですが、とにかくパネルを展示したり、何か1回行けばもう次は行きたくないようなイメージがあるので、もちろんそうじゃないような、これからプロポーザルをやるわけですが、ぜひそういうふうにやっていただきたいというのと、あとはこれも話が出たと思うんですけど、ほかの国内の世界遺産ですとか、静岡ともちゃんと連携して、これから中身についてもいろいろあると思うんですけど、ぜひまた教えていただいて、とにかく国内でも代表的な富士山なので、代表的な世界遺産センターにしていきたい。

市川世界遺産推進課長

2点お尋ねございました。まずリピーターが呼び込めるような施設ということでございまして、これにつきましては御指摘のとおり何度でも訪れたいような施設を目指しております、方法とすれば更新可能な展示ができるようにしていくということ、そのためには調査・研究といったものの裏づけがなければ更新できません

るので、そういったものを並行しながら新規の知見といったものが随時展示できるような形を考えているところでございます。

2点目の連携につきましてはまさしく御指摘のとおりでございます。今まで1年間、昨年度検討委員会をしたところでございますが、本県のセンターの強みというのはまさしく環境科学研究所があり、富士吉田市の歴史民俗博物館がありということで、近隣に関係施設があるということでございますので、こういったところとしっかりとリンクを張って総合的にアピールできるようにしていきたいと思っております。それから、当然静岡との連携というのはもちろんございまして、内容については今後とも静岡と連携をしていきたいと考えております。

(富士山世界遺産センター(仮称)整備事業費について)

丹澤委員

世界遺産センター1,500平米、ビジターセンターと同規模ですか。ビジターセンターと分けてつくるのでしょうか。

市川世界遺産推進課長

今のビジターセンターの南側に新規につくっていくということでございますが、基本的にはできた暁にはそのビジターセンターと新規の建物、これを総称して世界遺産センターという形で位置づけをしていきたいと思っております。

丹澤委員

敷地を離すといろいろな機能的な面も重複したものをつくらなければならないだろうし、また管理もまた別々に置かないといけないとかいろいろあると思うんですよね。そういうのはやっぱり一体としたほうが管理もしやすいし、経費もかからないということですから、そこを同じ敷地の中に離してつくるとのことよりむしろ効率的だと思うんですけれども、そういう考え方はないんですか。

市川世界遺産推進課長

まず体制といたしますと今のビジターセンターと、先ほど申したとおり新規の建物については緊密な連携を図るということで、このビジターセンターと重複するような内容のものというのは、まずつくらないというのが前提でございます。それから、離れていると申しましても本当にすぐそばといいますか、歩いてすぐ一、二分というところ、一、二分かからないですかね、というところもございます。あと、耐震の問題もございますので、今の建物に増築するということはまた時間もかかりますし、いろいろ問題があるということでございますので、基本的にはハード・ソフトの面で連携ができると私は思っております。

丹澤委員

先ほど展示施設について早川委員の方から質問がありましたけれども、大体こういう施設って陳腐化しちゃって、もう数年たつと全くだめになっちゃう。私たちも何回か世界遺産のところのこういう施設を見ましたけれども、どこへ行っても同じような、動く人形があったり、固定した人形があったり、写真があったりして陳腐化してしまっている。それを更新するというと莫大なやっぱり金がかかるんですよ。この施設は有料になるんですか、無料なんですか。

市川世界遺産推進課長

まず最初のお尋ねでございますけれども、更新可能な施設ということを先ほど申し上げさせていただきました。初めからお金を一定程度かけて更新できないという形になりますと、まさしく中身が陳腐化するということもございまして、パネルでも内容が更新できるような形にすると。そのためにはやはり調査、学術的な知見

といったものが並行して行われていなければ内容が陳腐化するということでございますので、そこは並行して、現在も富士山の総合学術調査委員会というのがございますので、そういったところと連携しながら常に新規の知見といったものを収集する努力を続けていくと、そういったものを展示等に反映させていく。常設展示だけではなくて折に触れて企画展示といったものも織り込みながらしていきたいと考えているところでございます。

2つ目の料金につきましては、まだ最終的な決定をしておりませんが、基本的には無料とするのが適当ではないかと考えております。

丹澤委員

幾つか私も見ましたけれども、そういう施設で有料の施設もたしかあったような気がするんですけども、それはお金払っても見たくなるというものにしないと、本当に写真パネルだけ張って、その写真をしょっちゅう入れかえたって、それは余り魅力を感じない。むしろ僕はさっき話をしたけれども、有機的にビジターセンターというのがあるわけですから、それをやっぱり施設として、一体的に活用できるように、いや、数十歩歩けば向こうに行けるから大丈夫ですよということで、一遍また外へ出るというとなかなか足を運ぶ人も少なくなりますし、またビジターセンターの方がそういうことになってしまいますと、できたものに集中してしまってビジターセンターが全く寂れてしまう、ということもきっとあると思いますので、その辺は有機的に連携できるような施設を、もうはなから分けてつくるといったことじゃなくて、予算の効率的な面でも費用の面でも、そういう面でもぜひ検討していただきたいと思います。

市川世界遺産推進課長

まずビジターセンターにつきましては、再三申し上げて大変失礼ですが、あくまでも世界遺産センターの一部という形で位置づける考えでございます。したがって、流れですね、ビジターセンター、今もかなり短期で訪れる方が、20万人超える方が多いんですけども、そういった方々が現行のビジターセンターの方へ行って、さらに新規の建物に行くような、誘導するような形で一体的に中身のあるいは方法を連携させていくということでさせていただきたいと考えております。ちょっと、今、現在では建物耐震等もございますので直接そこに増築するというのは困難でございますので、現段階では離していくというその方法しかないのかと思っておりますが、繰り返しですけども、ハード・ソフト両方の面でしっかりと連携をするような形で工夫を考えていきたいと思っております。

堀内委員長

質疑の途中ではありますが暫時休憩いたします。

(休 憩)

堀内委員長

それでは、再開します。
先ほどの臼井委員の答弁をお願いします。

廣瀬交通政策課長

臼井委員の質問にお答え申し上げます。県が設置する今回の鉄道施設安全対策事業費補助金という制度を、このたびの予算の計上をした後、補助金交付要綱という形で支出負担行為を起こす前に、制度として庁内的な決裁を受けて決定することにしております。その意味で、国のほうの鉄道施設安全対策事業費補助金というのは、もともとありました平成23年4月1日のものを平成25年2月27日に改正して制度として動いておりますが、県の方はこれから要綱を設定するという形で執行させていただきたいと思っております。それから、先ほどの地方負担の話でございま

すが、国が交付する補助金の金額は地方公共団体の補助金、補助する額以内としということがこの要綱の第4条3項に決まっております。原則的には補助金は3分の1ということでございますが、中小の鉄道事業者で決算において経常損失を生じている補助事業者に限っては、5分の2を乗じた額以内とするという形でかさ上げ措置がなされています。

白井委員

何としてもわからないのは6,160万円という巨額を議会に予算を提案するのに、予算が通ったら要綱をつくりますという、これ逆さまじゃないかと。いわゆる条例なり要綱があって予算を計上するというのがノーマルなパターンだと思いますよ。予算が通ったら要綱をつくりまして、そんなこと各課でみんなやっているのか。要綱がなくて予算をどうやって計上するのか。国のルールはあるかもしれないけど、山梨県にはそのルールは、国はこういうふうな形で補助を例えばしなさいとか、すべきだとかって幾ら言っても、山梨県の交付要綱なり要領なり、そういうものがあって初めて予算は計上できるんじゃないの。私の言っていること間違っているなら間違っているって教えてくれよ。私はそう信じているからしつこく言っているんだけど、予算の計上のための要綱も何もなくてこの議会を通ったら、要綱をつくりましてなんて、そんなでたための予算計上して、私は余りにも認識として信じられないから、さっきから全く同じ答弁だよ。また同じで当たり前で、うそつかない限りは同じ答弁しかないはずだけれども、そういう意味で、この問題は緊急な案件だというほどの問題ではない、実際言ってるね。専決処分の問題でもない私は思いますよ。だから、ノーマルな予算計上のパターンをしっかりととるべきだということを経験して私は強く警告しておく。

(鉄道輸送対策事業費について)

丹澤委員

白井委員の話を聞いていて思ったんですけど、この補助金というのは国がまず地方が出したら国が出しますよということですよ。国が地方が出せば5分の2の上限として国も5分の2は出しますよ。だから、地方が5分の2、上限は5分の2ですけども、たくさん出せば国も同じに出すよと、地方が少なければ国も少なくしか出せませんよと、こういうことなんでしょう。山梨県は国の上限が5分の2だから目いっぱい出してやりましょうと、こういうことですか。それをなぜ、じゃ、目いっぱい出しましょうと考えたのか。

廣瀬交通政策課長

なぜ国の予算の目いっぱいと申しますよりかは、富士急行が行う今回の防災・減災事業の中でトンネルの整備、橋梁の改修、それに伴う調査といったものが必要ということ判断しまして、その金額について計上したものでありまして、その結果として県が5分の2、国が5分の2ということでございまして、国がそこまで出したから県もどうしても出さなきゃいけないという形ではなくて、県が独自に富士急行の防災・減災対策としてここが適当ということで判断して出させていただくものでございます。

丹澤委員

事業のよしあしを聞いているんじゃないんですよ。事業は必要だと、必要な事業をやるうとして聞いているわけで、それを補助金をどれくらい出すかということでしょう。しかし国の方は地方が出さないと国は出さないと、こう言ってるということでしょう、国は。ちゃんとしっかり自信持って答えてくださいよ、制度の問題だもの。あなたの判断聞いているわけじゃないんだから、もう事業のよしあしは必要と認めているわけですから、必要と認めているのに財源をどう手当てしてやるか。地方が出したと、同額は国は5分の2を上限として出しますよと、だから、地方が少なければ国も出さないと、こういうことなんでしょう。だから、その5分の2にした

理由は何だと、上限の。国が上限5分の2を出している、その5分の2まで出しますよと言っているので山梨県は5分の2にしたと。その理由は何だと臼井委員が聞いているわけだから、国が5分の2だから県も5分の2、それも理由でしょう。だけど、県がなぜ5分の2にしたのか、上限の。

廣瀬交通政策課長 委員の御指摘のとおりでございます。今回、富士急行が行う防災・減災対策、できるだけことをやりたいということでございますので、県としても国の金もいただくということの判断の中で5分の2まで出させていただくということでございます。申しわけございません、言葉が足りませんでした。

臼井委員 そうじゃないんだ。今、丹澤委員の言っていることももちろんそれも大切な話、私が言っているのは予算を計上するのにそのルールがなくて、要綱なり要領なり何かがなくて予算を計上するというを全部県庁やっているのか、そういう予算計上の方法を。それを私は問うているわけだ、先ほどからね。こんなことあなたたちだったら一晩でできるじゃない、要綱つくるの、それが商売だもの、そうでしょう。要綱も要領もなく国ルールがありますから、6,160万円計上しましたなんていうばかなことを、これはあり得ないよ、普通は。地財法か何法かよくわからないけれども、何かここはルール違反していると思うよ。だから、このことについては国の要綱も見てないし、廣瀬課長の答弁聞いているだけだし、国は、今、丹澤委員が指摘したようなルールなのか、あるいは、国は5分の2を出すから我々も5分の2を出すなのか、こっちが5分の2を出せば国はそれに準じて5分の2を出してくれるという、国はルールがあるはずなんだよ、これに対して。ただ、ないのは山梨県で山梨県のルールがないものに6,160万円って巨費を計上できるという、そのことを私ら何としても信じられないから、それでそのルールを、もっとはっきり言えばルールをつくってから再計上すべきだと私は言いたいんだ、はっきり言って。

小野リニア交通局長 今、臼井委員から2点ほど御質問いただいたと思っております。まず第1点、制度の問題でございます。基本的には委員御指摘のとおり制度がなくて予算計上するのはあり得ないというのは、もうおっしゃるとおりでございます。ただし、これは我々のほうとしましては現状におきまして制度の要綱の案というものはつくってございます。その案に基づきまして県内部の組織の合意を得まして、これで行こうということになっておりますけれども、ただし、それには当然財源的な裏づけも必要でございます、その財源的な裏づけがこの議会におきまして通りましたら、それに基づいて初めて、今、我々が持っている案が正式に要綱になるということでございまして、現状、制度の案というのは持っておりまして先ほど廣瀬課長の方から説明をいたしました。

ただ、我々の一般的にと申しましょうか、通常、こういった予算が伴う制度的なものをつくるに当たりましては、議会の予算が通りませんと空の要綱になってしまいますので、基本的には要綱を案の段階でいろいろ内部的な協議をいたしまして、そして予算が通った段階で正式に決裁をとりまして、制度的にそれが成立をしていくと、こういうふうな事務的な流れになっていくかというふうに思っております。

それから、もう一点の御質問、なぜ補助率を5分の2にしたかということでございますけれども、それにつきましては、この鉄道輸送対策事業費というのはこれまでもあったわけですが、通常、この補助金率につきましては3分の1ないし5分の1の補助率であったわけですが、しかしながら、今回は先ほど説明を申し上げましたとおり、国の中央道の天井板の落下を受けまして緊急にそういった点検をしたり、あるいは、整備・補修をする必要があるという緊急性もあるとい

うことをございますので、通常、今まで県が行っておりました補助率3分の1ないし5分の1よりもやはり上乗せをする。そしてそういうことによってそういった見直しなんかが進むような格好にしたいということがございまして、従来の補助率よりも高く5分の2に設定をさせていただいたということをございます。

臼井委員

小野局長の話を聞いていると案があるんだと、案を直ちにここに示してほしい、その案なるものを直ちにここへ、直ちにだよ、示して。その案があつて、そして予算計上して、予算が通ったら正式に案を成案にするんだと、そういうパターンがあるわけだね、山梨県庁の予算計上のいわゆるルールとして。予算計上はあくまでもルールに基づいて予算計上するんだと私は思っていたけれども、こういう議論って私も議員何十年やっているけど初めてだけれども、案をつくって素案をつくってそれで予算計上して、議会通ったらそれを成案にするんだと、私それ初めて聞いたからね。みんなルールがあつて予算計上されるものだと、要するに必要な予算があつたら要綱でも要領でもまずはつくってやるんだというのが、普通の予算計上のパターンだと思うんだけど、リニア交通局だけがそういうのをやっているのかどうか、それはよくわからないけども、ともかくちょっとこれは5万や10万の補助金と違うから、真剣に議論しなければならない問題だから、素案でいいから直ちにここに示して。

堀内委員長

執行部に申し上げます。ただいま臼井委員から要求のありました資料につきましては至急作成の上、提出してください。それまで暫時休憩いたします。

(休 憩)

堀内委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。
それでは、質疑を継続します。

臼井委員

この案というのは今つけたの。普通だったら、この案はパソコンで打ってあるけれども、今つけたんですか。
そうだろう。そこであくまでも補助金の金額、要綱の全てを質問するつもりは全くないから、補助金の金額や率はどこに書いてあるのか。

廣瀬交通政策課長

この補助金の金額の部分は予算案の通った後になりますので書いてございませませんが、補助金の補助率ですね、第4条、交付の対象のところの第2項の中で3分の1ということをございますけれども、国の要綱と同じように一番下の方から2行目、経常損失を生じている補助事業者については5分の2という形で、5分の2の補助率のものが書いてございます。

4条の第2項。この書き方は国の要綱と、同じになっておりますけれども、補助対象経費に3分の1ということですが、その中の補助対象の決算において、下から3行目のところに補助対象路線に係る決算において経常損失を生じている補助事業者に限っては5分の2という形で、富士急行も鉄道事業におきましては経常損失という形でございますので、生じておりますのでこれに当たって5分の2という形の補助率になっております。

臼井委員

そして国の要綱はどうなの、配ってないよ、あるの。

廣瀬交通政策課長

国の要綱は、今、印刷をしております。

臼井委員　　こういった要綱を持って財政当局に5分の2の予算要求をしたということでしょう。案でも何でもないんだ、これ。交付要綱で、今、案とつけたんだろけれども、そういう意味では説明不足なのか、今、ここに国の要綱が来たから、国は地方にこのことに対して補助率なり、補助金額なりをどういうふうに求めているの、今、簡単には読めないからだけど。

廣瀬交通政策課長　この国の補助金の交付要綱でございますけれども、第3条の5、安全性評価対策検討緊急事業、この部分と第6条の部分が該当します。それで補助率の関係はちょっとめくっていただきまして第4条をごらんください。次のページの交付の対象事業、第4条のところでございます。その第4条の3番のところです。「国が交付する補助金の額は」、その後「地方公共団体の補助する額以内とし、かつ補助対象経費に3分の1」、そこから後、括弧書きに書いてある中のものでございますけれども、その中に下から2行目のところです。同じように補助対象路線に係る決算において経常損失を生じている補助事業者に限っては5分の2という形で5分の2の記述がございます。

臼井委員　　そうすると、くどいようだけれども、県が決めて国に同額の助成を求めているのか、国が決めて県に同額の助成を求めているの、これしっかり読まんかわからないが、時間がないから聞くけど、どういうパターンですか。県が決めて国がそれに準じているのか、国が決めて県がそれに準じているのか、これ今の説明程度ではよく読まないかわかんないだけれども、このパターンはどのようなパターン。

廣瀬交通政策課長　それは私の感じですがけれども、県が決めた金額、それに同額まで国が支出をするという形であります。

討論　　なし

採決　　全員一致で採択すべきものと決定した。

※請願第25-3号　　地方自治と民主主義を守る立場から、沖縄全自治体の総意を尊重し、日本政府に対し、米軍新型輸送機オスプレイの配備撤回と全国での低空飛行訓練中止を求める意見書の提出を求めることについて

意見　　（「継続審査」と呼ぶ者あり）

討論　　なし

採決　　全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(富士山登山の安全対策について)

早川委員

知事の所信表明や本会議の内容でもあったんですけど、地元なので富士山ばかりなんですけど、安全対策について県で庁内に「富士山の安全な登山を考える庁内検討会」というものを立ち上げると説明を受けたんですけど、その中心となっているのは恐らく知事政策局だと思うので、知事政策局にお伺いしたいんですけど、この検討会はいろんな部署にまたがっていて先にお伺いしたところ観光資源課とか世界遺産推進課とか道路管理課とかあると思うんですけど、さらに警察も入って、その中で前に聞いたときには安全にとって重要な医務課が入ってなかったんですね。ちょっと細かいことで申しわけないんですけど、どういう考え方で入れてなかったか。前回聞いたときに入らなかったの、そのメンバーの構成を考え方とどうしてそういうところが入ってないのか、まず細かいですがお伺いします。

深澤知事政策局次長 庁内検討会の会長をしております私の方からお答えをさせていただきます。

この「富士山の安全な登山を考える庁内検討会」につきましては、当初、事故を起こさないための対策ということで事故防止対策ということで、当初、医務課等は入っておりませんでした。その段階で5月29日に立ち上げたわけですけども、その後、委員会の御意見等も伺う中で改めて庁内で検討した結果、やっぱり事故が起きた後の対策についても一体的に検討会の中でやるべきじゃないかということになりまして、実は第1回の検討会を6月11日、今週火曜日に開催いたしました。その時点では救急医療を所管します医務課、それから、救急搬送を所管します消防保安室、この2課室についてもメンバーとして正式にお願いしまして検討会を開催したところでございます。

早川委員

ありがとうございます。入っているということであれば、今後、議論を進めていくのにいろんな可能性とか、いろんな必要なものがある。オブザーバーで入れていただくとか、どんどんどんどんふやしていただければと思います。

もうちょっとより具体的に。山開きまで実際1カ月を切っている中で、やはり何といっても当面はことしの本当に安全対策だと思うんですね。実際に私も関連質問で触れましたが、御来光を頂上近くで見るということで、それが原因で夜中に渋滞してしまうということがあるんですね。それに対する対策が本当に重要だと思っていて、今回の安全な登山の検討会なんですけど、全庁にまたがっているの、これもちょうと主観的かもしれないですが、担当部署がはっきりしないとどうしても対策が抽象的だったり、おくれてしまうような感があるので、現時点で具体的にどの組織がどのように対策に取り組んでいるのか、その辺も重要なことでありますし、喫緊の課題でもあるので決まっている部分をはっきり教えてください。

深澤知事政策局次長 委員御指摘のとおり富士山の世界文化遺産が正式に登録されるだろうこの夏の対策で、この夏に事故を起こさないというのはまさしく大事なことでございます。そういうことで、この検討会の中で当面この夏にどうしていくかと、できる限りのことを対策を打っていかうということで、特に中心になりますのが富士山の観光の安全対策を所管しております観光部、観光資源課が中心になるかと思っておりますけれども、現在までのところ8合目以上にやっぱり御来光で朝の2時～4時までの間が非常に混雑するというので、この間の誘導員、8合目以上の誘導員をこれまでピーク時に6名だったものを倍増して12人にするという予定であります。さらに7合

目にもやはり渋滞をすることがございます。そこにつきましては富士吉田市のほうで新たに誘導員を数人程度配置していただけるということでございまして、山小屋組合もいずれ誘導の補助をということで、三位一体となって対策を講じていこうと考えております。

さらに観光部の方で弾丸登山の自粛の看板を5合目、それから、下の方の富士北麓駐車場、ここにも看板を掲げて周知をしていきたいと考えておりますし、観光部の方で弾丸登山の自粛要請を関係機関等に要請をしておりますし、また環境省等と一体となりましてオフィシャルサイトを開設しまして周知を図っているところでございます。それから、県土整備部におきまして県道であります登山道のパトロール等も強化をする予定でございます。

早川委員

御来光のためだけでなく、暑いので夕方から登るということで夕方から夜間の登山が増えるんですけど、配置についてはぜひ夜間を考慮して関連質問でも言ったんですけど、倍増とか、本当に一部には50人、極端に言えば100人という意見もあるんですね。今、倍増ということなんですけど、もし可能であればいろんな学者の山梨大学の先生とか、地元の山の人たちも県で倍増という表明が出た後に、もっと、それでは足りないという意見も出ているんですが、それを今後ふやしていく余地はあるんでしょうか。

深澤知事政策局次長 観光部の方で当面は倍増ということで、今、誘導員の募集とかもかけておりますけれども、また今後可能であればさらにふやしていくことも、委員御指摘がありましたので検討をしていきたいと思っております。

早川委員

それはぜひ、根拠を持って、これだからこういうことでこれだけ、極力根拠を持ってぜひよろしく。この検討会で短期的な安全登山についても考えることも重要なんですけど、今後、来年とか再来年とか中長期的なことももちろん進めていくべきだと思うんですが、例えばこの会議の方向、結果として具体的に本年度中に何をするとか、3年後に何をするとか、どういう結論を出すのか、方針を出すのか、これは決まっているんでしょうか。

深澤知事政策局次長 この検討会のもう一つの課題といたしまして、中長期的に望ましい登山者を誘導していくと、そのためにどうしたらいいかということを経済の法律の中でどこまでできるのか、そこら辺を含めながら検討をしております。スケジュール的には来年の夏に間に合いますように、今年度中には一定の方向を出していきたいと考えております。

早川委員

幅広くいろんな議論を集めながら今年度中に一旦出るということでよろしいですか、本年度中に。

その際に、これは当たり前ですけど、山小屋の人とか、あとは現地のガイドさんも非常に心配をしたり、ことしはあるガイドさんはツアーを例年やっているんですけど、富士山の安全性とか環境面を憂慮して、自分のところのツアーをあえて減らして、本当に世界遺産がどういう影響があるのかというのを調査するガイドさんも出ているので、それをぜひ生かしていただきたいと思っております。

最後になるんですけど、抜本的に対策をしていくとなると、どうしても住民に対しては、何かすぐ規制というイメージがあると思うんですね。今まで世界遺産の登録を進めるに当たって住民に対しては新しい規制はないというふうに説明してきたと私は認識をしているんですが、この辺はこの検討会が規制というものであればどういうふうに説明するのか。一方ちょっと逆行するんですけど、私は実際お盆と

か週末には非常に負担がかかっていることは事実なので、規制といいますか、抑制といったものも必要だとは私は思うんですね。ですから、その辺をこの検討会でどういうふうに進めていくのか、考えていくのか教えてください。

深澤知事政策局次長 何らかの規制につながるのではないかとということですが、この検討会もまず規制ありきで検討をするのではなくて、先ほどもお話ししたとおり、現状の法律の中でどのような対応ができるのか、この夏の状況を見ながらデータも集めながら対策を考えなきゃなりませんし、当然、他県の事例等も検討しながら、何よりも地元の関係団体の御理解といいますか、その辺もいただきながら、最終的には何らかの規制なるものも視野に入れなければならないかもしれませんが、規制ありきで検討していくものではないということは御理解いただきたいと思います。

早川委員 地元でとにかく安全な登山ということに対しては反対する人はいないと思うんですね。ただ、それに持っていく過程で地域に対する説明とか、利害関係者に対する説明は非常に重要なことですので、1つの例が先日の利用者負担金、つまり入山料に関してそうですけど、ぜひ今まで以上に市町村とかのところに情報提供をしていただくことと、あとは県も何がしかの、ぜひこれ本当に世界遺産という世界の宝、国の宝を県が預かっているものですから、そういった意味でこの検討会を進めていただきたいと思います。

(リニア実験線について)

木村委員 リニアの実験線についてお伺いをいたします。先日テレビでいよいよ新型のリニア新幹線がテレビで映し出されてそれを見ました。実験線の延伸工事を無事終了して、今月からリニアの実験車両も再び走り出したというふうに変化を持って見ました。今後はどのような試験を行っていくのか、まずお伺いをいたします。

岡 リニア推進課長 リニアの試験走行に関するお尋ねでございますが、先日6月3日にいよいよ本線上に新型車両がお目見えいたしまして、早速牽引走行によってきちんとどこかに当たらずに走れるかどうかという試験を始めたところでございます。今後におきましては9月をめどに500キロでの本試験を始めたいという説明を聞いておりますので、9月の試験に向けて徐々にスピードを上げてちゃんと走れるか、もしくはきちんととまれるか、そういった試験を進めていくという状況でございます。

木村委員 本試験が始まれば500キロでリニアが走るということになるわけですが、一般の県民がそのリニアに乗れる体験乗車というのは9月からだと思っている県民が多いと思うんですが、その点はいかがですか。

岡 リニア推進課長 御指摘のとおり恐らく本試験の開始イコール試乗開始と思われる方は結構多いかと思います。その点につきましては問い合わせへの対応やこちらからのPRを通じまして、これからどんな試験が行われて、試乗はまだ予定が立っておりませんという御説明をしていきたいと考えております。

木村委員 いつになったら試乗が始まるかというのがわからないというのは、大変期待が大きいだけに県民ががっかりするということは間違いはないと思うんですね、かなり大勢の方からその話を聞いています。試乗会の再開についてどのようにお考えですか。

岡 リニア推進課長 御指摘のとおり早く乗りたいという声は私どももあちこちから伺っております。つきましては、前回、平成9年からの試験走行の際にはおよそ1年後に試乗が

始まったという状況がございますので、恐らく今回もそれくらいはかかるのではないかと推測をしているところでございますが、一日も早く体験試乗が再開されますように、JR東海に対しては引き続き要望と申しますか、お願いをしております。

木村委員

1年後はいいけれども、9月から時速500キロでリニアが走りそれには乗れないと、いつから試乗の乗車が再開するかということにはわからない。リニアの開通は14年も先の話だということで、県民や国民にリニアの中央新幹線に対する期待を抱き続けるといふか、期待を持ち続けていくようにするために、どのようなことを行っていくのか、何かいろいろ考えていると思うんですけども、その点についてお伺いしたいと思います。

岡 リニア推進課長 御指摘のとおり、今、全国の国民の皆さんがリニアに注目をしているという状況かと認識しております。こういうチャンスを生かすためにも、私ども、現在、都留のリニア実験線の見学センターをリニューアルをしているところでございます。全国的に見ましても唯一リニアの走る姿を見られる見学センターの強みを生かしまして、このセンターを中心にお客さんに大勢来ていただきまして、こちらを本県の新たな観光資源として、そういう意味でも活用していく、そしてさらに全国的にリニアをPRしていくという考えを持っております。

木村委員

もうちょっと具体的に、たしかこの前委員長と行ったときに今まで走っていたのを置くんだよという話もちょっと聞いたんですけども、どのようなものかももう少し具体的なことと、それから、新しいセンターで走行するリニアを見れるようになっていると思うんですが、この2点についてお伺いします。

岡 リニア推進課長 リニア見学センターのリニューアルに関するお尋ねでございますが、新たに整備する新館におきましては、今、委員もおっしゃいましたように世界最高速を記録しました実際の車両を借り受けまして、これをきれいにお色直しをしたものを実際にセンターの中に展示をいたします。さらにはリニアが走る山梨をイメージできるような大型のジオラマですとか、リニアの要は浮いて走るという走行を体験できる映像など、こういった新しい体験学習型の展示内容を今一生懸命整備しております。また、既存館におきましては本県の観光や物産情報を御案内できるコーナーですとか、特産品の販売コーナー、こういったものをさらに充実していきたいと考えております。

もう一つのお尋ねでございますが、試験走行をどんなふうに見られるのかについてでございますが、現在は本線上に乗っけてちゃんと走るかとまれるかという基本的な調整をしているところでございますので、走行試験の予定等は全くその日にならないとわからないという状況でございますが、9月に本試験が再開されれば、その後はある程度来週の予定ですとか、きょうの走行予定といったものを御案内できる状況になると考えておりますので、その際にはできるだけ多くの皆さんに情報がリアルタイムでお伝えできるような仕組みをつくっていきたくて考えております。

木村委員

先ほどの富士山のところと同じことが言えると思うんですけども、やっぱり一度行ったらもう終わりじゃなくてリピーターが来るようなこともしっかりとしたり、それから、各学校へ情報を流して、遠足の子どもたちがそこへ行って、リニアが走る場所を新しくリニューアルされた見学センターから見られるような方法とかをしっかりと考えていただきたいと思うんですけども、一番言いたいことはリニアと言えば山梨だというのは、実験線が走っているときだけだと思うんですね。つながってしまえばもう東京、名古屋、大阪をつながることで、山梨から走りなが

ら富士山が見えるわけでもないし、リニアイコール山梨は実験線だけだから、少しでも早く試験走行を見られて、少しでも長く山梨だけのリニアにしてもらいたいと思うんですけども、山梨をしっかりとアピールとさっきおっしゃいましたが、本当に山梨のPRを考えて取り組んでもらいたいと思うんですね。その点についてお考えをお伺いしておきたいと思います。

岡 リニア推進課長 委員の御指摘は本当におっしゃるとおりだと思います。せっかくの唯一のリニア実験線でございますので、いかにこれをアピールしていくか。これを活用していかに多くの皆さんに山梨へお越しいただくか、また何度も繰り返し来ていただくか、この辺は非常に重要な課題だと認識しております。来年のリニューアルオープンに向けましては、新たに公募方式による指定管理者の募集も、今、準備を進めているところでございます。また、その指定管理者によるさまざまな工夫だけに頼らず、県といたしましても例えば観光団体もしくはいろいろな教育研修旅行といったものといかに連携をして多くの皆さんに来ていただくか、こういった工夫をしていきたいと考えております。県が直接やること、指定管理者にやってもらうこと、この両面からリニアの走る姿を見学センターでできるだけ大勢の方に見ていただきたいという考えでございます。

(山梨県職員の女性管理職率等について)

仁ノ平委員 昨年末のことですが、内閣府があることで、あることというのは男女共同参画にかかわるんですが、本県が全国最下位、全国ワーストワンとの発表が発表されました。そのことを御存じであるか、あればその内容を教えてください。

小林県民生活・男女参画課長

お尋ねの件でございますけれども、昨年12月に内閣府男女共同参画局が発表した全国女性の参画マップの中で、都道府県の地方公務員管理職に占める女性の割合が本県は2.8%と、全国ワースト1位だったと承知をしております。

仁ノ平委員 それは昨年度の都道府県の女性管理職の割合でワーストワンだったそうなんですけど、年度が変わりました本年度はいかがですか。

小林県民生活・男女参画課長

本年度の数値につきましては現在調査中ですが、状況は変わっておりません。

仁ノ平委員 今のところ全国最下位という原因は何ですか。

小林県民生活・男女参画課長

この調査でいいます管理職というのは、本庁の課長相当以上の職員を指しておりますけれども、現在、課長以上の職員の多くは50代の後半でありまして、その年代の職員の採用時の割合を見ますと、例えば昭和55年の上級職の女性の合格者は2名で全体に占める割合は2.2%でした。また、この調査対象には警察官も含まれておりますけれども、女性の警察官の採用を始めたのは平成4年からで、まだ管理職になる年齢には至っておりません。途中で退職した方もおりましてさまざまな要因があると思いますけれども、やはり管理職になる年代の女性が少ないということが主な要因だと思います。

仁ノ平委員 まずもって女性がいないということが原因の1つかと思います。もう一つは加え

て約30年前ごろは、2人の採用なんです。昭和55年、人がいない原因が当時2.2%、試験を受けた人は約10%いますから、ここでちょっとかみ締めなければいけないのは、約30年前の職員採用において明らかに人材バイアス、やわらかく言えばですね。もっと厳しく言えば女性差別的な採用があったのではないかと。三、四十年前のものを取り上げるのもあれですが、そういうことがずっと続いてきたのが1つの原因ではないかと。そのことを、今、改めて厳しくかみ締めたいし、もう一点は、参画は進んできたのだ、もうそんなことは古いんだという風潮が県庁の中にも県民にあるかもしれないけれども、やはり女性管理職率だけが指標ではないけれども、1つの結果のあらわれとしてこのことは厳しく受けとめて、参画は進んでないんだということで全庁的に取り組んでほしいと私は思います。

それと新年度になりました。本会議場で新しい部長さん方が一生懸命答弁されているけれども、私は寂しい思いを抱えています。ことしも女性が1人もいないからであります。男性管理職が悪いとは一切申しません、そうじゃないんです、参画が進んでいないことが寂しいんです。30年前、小松さんや小林さんが採用されたころ、たくさんの女性がもっと採用されていれば、第2、第3、第4の小松さんや小林さんがこの場にいたはずですよ。総務委員会でもこの場だけでしょう、女性が登場するのは。その参画は進んでないんだという厳しい現実を男性職員も含めて、ここには人事の方はいらっしゃいませんが人事課、知事含めて改めてここで把握してほしいと思います。そこで今後どうするか伺います。

小林県民生活・男女参画課長

女性の採用はここ年々ふえておまして、現在40歳ぐらいになる職員が採用になった平成7年には、合格者に占める女性の割合が27.8%までふえています。また、昨年度は42.7%でした。また、それに加えましてここ数年これまで女性があまりついてこなかった業務にも、積極的に配置されるようになってきておりますので、女性自身の経験も広がります、女性の管理職がふえていくのではないかと考えております。当課におきまして昨年度から人事課の部局テーマ別研修として、男女共同参画の視点を持ちながら職務に当たっていただくことを狙いとしたセミナーを開催しておりますけれども、今後とも男女を問わず、それぞれの職員が能力を発揮できますよう、人事課と連携をして施策を進めてまいりたいと考えております。

仁ノ平委員

先ほどの都道府県の地方公務員管理職に占める女性の割合の資料によりますと、上位の県は既に14.5%、本県と人口規模が同じ鳥取・香川もベストツー・ベストスリーに入りまして10%を超えている中で、本県は3%未満でかなり特殊です、本県は。私たちはふだんこの光景を見なれていますから、いつの間にか私でさえ自然な光景に見てしまうときがあるんですが、かなり特殊な県だという認識を持っていただきたいと重ねて申し上げます。その内閣府の資料によりますと、都道府県の審議会などの委員に占める女性の割合という記録もあります。それによりますと、もともと山梨県は4割を超えない、片方の性が4割を下回らないというルールがあったかと思っておりますので進んでいるかと思ったら、25%未満の下位の6団体に入りますね。今の御答弁は女性管理職に関してですが、審議会など委員に占める女性の割合はすぐに結果が見える努力ができるはずだと思います。ここも下位6県の中に入っていることを残念に思います。この点はいかがですか、参画課でも努力ができると思います。

小林県民生活・男女参画課長

現在、当課におきましてもさまざまな施策を行っておりますが、それに加えまし

て男女共同参画のびゅあ総合という女性の会館がございまして、そちらでも一般の女性を対象としました個人の資質を高める施策といたしますか、講演とか、それから、講義みたいなものも取り入れてございまして、徐々に進むのではないかと考えてはおります。

仁ノ平委員 終わりにしますが、このことは参画課のみならず、ことしの総務委員会の出発でもありますし、総務委員会全体、あるいは全庁的に厳しい現実を踏まえての御努力をお願いしたいと申し上げて終わります。

(JR中央本線における早朝快速列車導入について)

飯島副委員長 何点かありますが、本会議で我が会派の土橋議員が何点か質問した中で、JR中央線における早朝快速列車の導入についてという中で、これを1時間構想とか、中央本線の高速化とか、いろんな議論にして考えた部分に関連して質問していただいているんですが、その答弁の中で定住人口のことも考えると、知事もかなりの部分で定住人口とおっしゃっているんですが、それをどう考えるか、それも有効性があるというふうに認識していると、どのような方法があるか可能性も考えたいという答弁をいただきたいと思います。間違っていたら訂正してください。早急には何とも言えないということだと思いますけれども、そうはいつても、知事の政策の重要な部分の1つでありますから、具体的にどういった方法とか可能性を、今、考えているのか、それをお答えいただきたい。

廣瀬交通政策課長 今、JR東日本と具体的に検討していますのは、大月駅まで来ています早朝の快速列車、これを甲府駅まで何とか延伸できないか。早い時点で甲府駅を発車して八王子・新宿の方へ早朝の時間帯、早朝というか朝の7時台、8時台に着かないか、着けることができないか、そういう直通列車を運行することができないかという検討を詰めているところでございます。

飯島副委員長 今、大月から出ているものを甲府まで出発を持ってくるということだと思いますが、それに関してはもちろん実施するのはJRでありますからJRと交渉しているという答弁なんですけど、それはJRもそれを可能性があるということで、例えばニアが14年後には東京から山梨を通して名古屋まで行くんですけども、この甲府まで持ってくるということのも、そこまで具体的ではないですが、いつかの時点で何年後にはそうなるということを発表できるような状況にあるのか、そういうところを今どういう状況なのか、そういう検討しているという言葉はわかりますけれども、何となく漠然としていますから、どういうステージで進んでいるのかということをもうちょっとお伺いしたいと思います。

廣瀬交通政策課長 現在は少し幅を広くとりまして、どのような形であればこういった快速列車を持ってこられるのか、早朝に来る場合もあるでしょうし、前の晩とめ置く場合もあるでしょうし、それにはどこに置いておくとか、どういう運行体制とかいったものもありますので、まだ広い段階での協議の中でそれぞれの課題整理をちょっと始めている段階でございまして。今後、ある程度そういった課題整理的なものできて、この方法で行けるのではないかと見通しというか、先が見えたところで早期の実現に向けて目標、何年後にやりますとか、それに行くまでにはどういうステップを踏みますというスケジュール的なものも、今後考えていきたいと考えております。

飯島副委員長 鋭意交渉を続けていてくれると思います。ただ、今言えないのかもしれませんが、あるものを完成、目的を達成するには必ずハードルがあったりネックがあったりし

ますよね。今、課長がどのような形であればどこに置いとくとか、前の晩来るとか、そういういろんな項目のハードルがあるということなんですけれども、具体的にここがクリアすればいいというのをまだ今の時点では、複数あるということなんですけれども、言えないものですか。

廣瀬交通政策課長 現在のところまだいろんなやり方もありますので、まだそこまでのハードルがあつて、それはどうすればということまでは申し上げることまではできません。申しわけございません。

飯島副委員長 相手もありますし、JRに迷惑かけてもいけないということもあるかと思いますが、本当に何度も言いますように横内知事の定住人口の確保というのは県政の柱の1つでありますから、漠然と早急にということではなくて、この次に質問するときには何年後にはこういうことにしたいというふうなことを期待してこの質問は終わりたいと思います。

(国民文化祭について)

もう一点、国文祭についてお伺いしたいと思います。国文祭が始まる前から私はおもてなしということも考えて、コールセンターを設置して幅広く訪れる観光客、あるいはそういう国文祭のメニューを知りたい人には対応するのがいいんじゃないかというふうに要望しまして、コールセンターを設置していただきました。樋川課長からは定期的にコールセンターの実績等の情報をいただいております。本当に実績が上がっていていい評判も得ていることをとてもうれしく思っております。それで夏のステージも目の前に迫って皇太子殿下もいらっしゃるといふことで、ただ、長丁場なんですけど春も終わることですから、春の経験を生かして夏に、また夏の経験を生かして秋にということでも冬まであるんですけれども、その辺の春のやったことを生かして、今後を生かすというのはどういう形でやっているんでしょうか。

樋川国民文化祭課長 本県の国文祭は御案内のとおり他県とは異なりまして303日間にわたる通年開催でございますから、各季節ごとに来場者数の調査や、県内のシンクタンクに委託をいたしましてお客様の消費額等々の数々の調査を行っているところでございます。春のステージからはリピーターの方を把握する調査ですとか、またリピートする本県の魅力などの調査項目を新たに追加をいたしまして調査をしております。ちなみに冬のステージでは12万人を超える来場者がございました。また、春のステージでは5月末の数字でございますけれども、19万人のお客様にお越しいただいたということになってございます。今後、各ステージの調査結果を次のステージに生かせるようにトラベルセンターであるとか、その中に設置しております委員もおっしゃいましたコールセンターの皆さんと情報を共有いたしまして、来場者の方々へのさらなるサービスの向上であるとか、また誘客の促進につなげてまいりたいと考えております。最終的な話でございますけれども、秋のステージが終了した後、多分年内になると思うんですけれども、国民文化祭開催に伴う来場者数であるとか、また経済波及効果などについて改めて報告をさせていただきたいと考えております。

飯島副委員長 ありがとうございます。私、うっかりしまして冬から始まったんですね。秋に終わると、それで秋に終わってそういった検証もしっかりしたいということですが、もう一度、調査項目はどのようなもの、リピーターというのはあったんですが、ほかにどんなことがございますか。

樋川国民文化祭課長 調査項目につきましてはアンケート調査が中心になるんですけども、国文祭に訪れた回数ほどのくらいとか、どの市町村のどういった事業を見られたかとか、来県されて何にどれくらいお金を使ったか、日帰りなのか宿泊なのか、細かなアンケート調査が中心になってございます。

飯島副委員長 全国初の通年ということですから、しっかりまた調べてその結果を見て、今後に役立てていただきたいという形で質問を終わります。ありがとうございました。

(富士山の入山料について)

丹澤委員 富士山の入山料のことについて、お尋ねします。僕は平成6年ころだったですか、富士山の山開きの前の事前調査で登って、そういたしましたら、山小屋の下に花が咲いていました。6月のこの場所に富士山に花が咲くんだと、びっくりしました。よくよくそばに行ってみたらトイレットペーパーでした。それが砂に埋まってひらひらひらひらって本当に三角に富士山型にずーっと下までなっている。何でこうなるのかって聞きましたら、山小屋の人が、冬、トイレをぱっとあけておいてくる。雪崩や雪でもってそれがざーっと流されて流れるものもあり、埋まるものもあり、埋まって残ったものが花のように咲いていた。帰ってきて記者会見をして「富士山に花が咲いていた」という記者会見をした記憶があります。大分トイレの改修は進んだと思いますけれども、このイコモスが勧告を出した中で来訪者の抑制ということは大変重要なことだと勧告していると思うんですが、今回の入山料はどういうふうな考え方でとろうとしているのか、入山料でとったお金で安全対策を講じるための費用にするのか、あるいは、抑制を目的としてするのか、その辺のことはどういうふうに考えているんでしょうか。

市川世界遺産推進課長

利用者負担、いわゆる入山料についてのお尋ねでございます。これにつきましては、第一次的には観光部所管で、今、進めているところでございますが、私どもも一緒になって協議をしているという段階でございます。これにつきましては、国、両県、関係市町村からなります「富士山世界文化遺産協議会」というのが既に立ち上がっておりまして、その作業部会というところ、これは行政だけではなくて構成資産管理者、住民代表者等々と官民一体となって議論をしているところでございますが、そこにおいて利用者負担のいわゆる入山料についての議論をしているところでございます。現段階では両県関係者一致しているところは、この利用者負担につきましては環境保全でありますとか、安全対策といったものに充てるべきではないかということでございます。

丹澤委員

環境保全ということになりますと入山者を抑制をするということが、一番いいことだと思うんですけども、そうすると、この間の新聞によりますと7,000円とか1万円とかいう金額でないと抑制効果はないんじゃないかとありますが、知事がようやくこの間はっきりと発言をしました。もう静岡は長い間、主導的にとるべきだということ発信してきたのに、山梨県はなかなか慎重に言わない。そして今聞くとまた検討委員会か何か知らないけれども、そういうところで議論をしていただくと、県の姿勢は一切言わない。できれば政治家というのはそういうもんなんですよ。賛否両論があるものについては黙っていて、大勢が決まったらそれに乗っかる。それが一番安全な方法だと思うけれども、こういうものって県もやっぱりしっかりと、何でとるのか、抑制をするためにとるんだったらある一定の金額以上とらないと抑制できないわけですから、その考え方をしっかり持つべきじゃないかと。その作業部会だかそういうところにお任せするのではなくて、県の考え方もしっかり持

っておくべきだと思うんですけども、どうでしょうか。

市川世界遺産推進課長

入山料につきましては県の考え方を示すべきではないかということでございますが、まず両県のほうでこの検討を始めるに当たりまして、まず一番重要なことは関係者の合意形成であるということから出発をしております。したがって、行政が一方的に決めるということではなくて民間の方々、地元の方々の御理解をいただく中で進めていくべきだということでございます。この検討に当たりましては審議会という形ではなくて、私ども県も市町村も一緒のテーブルに立って同じ対等な立場で議論をしているということでございまして、両県の方からはこういう案でいかがかという論点整理でありますとか、そういったものをして議論を円滑に進めるよう努力しているつもりでございます。

丹澤委員

こういう話って易きに流れやすいですよ、誰かがしっかり考え方を持っていない。県が示して間違っていると批判を受ける、訂正すればいいわけですけども、全く白紙の状態で見ると誰もが一番やりやすい方法に陥るとというのが今までの例なんです。だから、県の考え方、いや、例えば7,000円だの1万円とかいう議論はともかくとしても、何のために入山料をとるのか。抑制をしたいということであればそれはそれなりの金額をとらないと抑制できないことなんですから、そういう考え方ぐらいはしっかりと県は持って伝えるべきじゃないかと。全く白紙の状態に進めればそれは易きに流れますよ、一番楽なところに落とすのに決まっているんです、それは。だから、そういう点からも、いや、みんなの意見を聞くのは当たり前のことですよ。でも、まず何か県の考え方はこうですよと言って受け入れられない場合は、それは譲歩すべきでしょうし、皆さんの意見に耳を傾けるべきと思うけれども、全く県は何もありません、皆さんの意見を聞いて決めますというのが本当にいいことか、問題に関していいことなのかどうかということだと思うんですけども、どうでしょう。

市川世界遺産推進課長

まず知事は当初からこの利用者負担につきましては、環境保全等に充てるべきだという考えをいろんな場面でお話をされております。この作業部会で議論を進めるに当たりまして、議論の経過を踏まえて、県として、繰り返しになりますが、論点整理という形で環境保全、安全対策に充てるということで素案を示させていただいて、その方向で議論が進み、両県の作業部会でその目的についてはこういう形じゃないかということで落ちついたということでございます。大変恐縮ですが先ほど丹澤委員の方から御指摘ございましたが、まず誤解のないようにさせていただきたい点が1つございます。新聞等におきましても静岡に比べて山梨県が消極的ではないかという報道がなされておりますが、これは、はっきり言って誤解でございます。山梨県側の関係者はいわゆる入山料について導入することについて反対をされている方はほとんどいらっしゃいません。ただ、今回のことしの夏の施行というものにつきましては、まだ制度設計がしっかりされていない段階で施行することについては慎重だったということでございますので、繰り返しですけども、利用者負担につきましては別に山梨県が腰が引けているということではございませんので念のためお話をさせていただきました。

丹澤委員

入山料をとるには条例の根拠に基づくのか、あるいは協力金という格好になるのか、その検討を今からしていくと思うんですけども、どういう形でもってやるのが一番、いや、目的がですよ、入山することを抑制していきたい、環境保全をする

ことが目的ということであれば協力金でいいのか、あるいは条例に基づいてしっかりと徴収していくのか、そういうことも県が、条例は県が、市町村が定めるかどうかはわからないけど、ともかく県道としたらですよ、富士山の頂上まで県道が行っているはずですから、県道を通行するということになったり、あるいは恩賜林の土地を、県有地を通るということになれば当然県が条例を制定すべきものだと思うけれども、そういうことをしっかりとさせていただきたい。もう7月1日から山開きになるんですよ。ようやく知事がこの間になって「とります」って今ごろになってそんなこと言ったって、じゃ、どういうふうにとればいいのかわからないじゃないかと。それが消極的じゃないというけれども、ああいう視点が消極的にしか見えないうちです。だから、ぜひそれは県がしっかりと考え方を進めていただきたいと思います。

市川世界遺産推進課長

ありがとうございます。県といたしましても、実はきょう税法・行政法等各般にわたる研究者等からなる専門委員会というのが立ち上がっておりまして、会議をするということになっております。こういった理論的な整理とか、今、丹澤委員がおっしゃったように目的の整理、こういったものをしっかりと、それにふさわしい手段は何かということで、しっかりと協力金であれ、税であれ、払っていただく方の御理解ということが大事でございますので、そこに遺漏のないようにしていきたいと考えております。

主な質疑等 警察本部関係

※請願第24-7号 「取り調べの全過程の可視化を求める意見書」の採択を求めることについて

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(富士北麓地域の夏の対策等について)

早川委員 一貫して、私、富士山の世界文化遺産に関して質問をさせていただいているんですけど、私の地元は富士山があったり富士五湖があったりいろんな要因があるんですが、もともと観光地で夏に向けて非常に観光客でにぎわったり、いろんな事件や事故とかいろんなことが発生するんですが、もちろん私も富士吉田署さんに事前に聞いてみたり、ふだんの御尽力は本当に理解しているところなんですけど、特にこういう時期に向けて、まず警察としてこの時期に向けて、特に地域で申しわけないんですけど、富士北麓地域に対する対策というか、何か今までやってきたこととか、考えていることをまず伺います。

古屋地域課長 富士山・富士五湖を中心とする富士北麓地域は、夏期における観光客の増加に伴いまして事件・事故等が多発する傾向があることから、これら事件等に対処するため県警察では観光客が増加する7月～8月にかけて臨時警備派出所を開設するなどして警戒・警備を行ってまいりました。例年、所轄の富士吉田警察署員のほか警察本部及び警察署からの応援派遣警察官を富士山5合目、6合目、山中湖、河口湖の臨時警備派出所に配置し、県警全体で警戒活動を強化して各種犯罪の抑止等に努めるとともに、発生した事件・事故等に迅速に対処してまいりました。今後もこうした活動を一層推進してまいりたいと考えております。

早川委員 私の聞き方がちょっと悪かったのかわかんないですけども、今おっしゃっていただいたのは通常の間接期の範囲だと感じたんですが、ことは繰り返しになりますけれども、世界文化遺産とか、特に国民文化祭夏のステージは富士北麓からスタートするので本当に特殊だと思うんですね。人が集まるということは経済にとっていいことなんですけど、繰り返しになりますけれどもいろんな事件が考えられる中で、例年頑張っていらっしゃることもそうなんですけど、特にことしならでは、私は強化をしてほしいと思っていますし、例えば人員ですとか何かことしに特筆すべき対策をしていただきたいと思いますし、そのことに対してあれば教えていただきたいと思います。

古屋地域課長 委員御指摘のとおり、警察といたしましても富士山の世界文化遺産登録等により

富士山や富士五湖周辺への来訪者の増大に伴う事件・事故等の増加を想定した安全対策を検討しているところであります。登録を受け7月1日～9月1日までの間、富士吉田警察署に署長を長とする「世界遺産登録に伴う夏期警備実施本部」を設置し、応援派遣警察官等をさらに増員するなどの体制強化を図り、総合的に各種対策を推進してまいりたいと考えております。具体的には例年警戒・警備の実施期間を7月1日の山開きから8月下旬の間としていたところを本年は9月1日まで延長するとともに、体制的には臨時警備派出所等に配置する警察官等の増員を検討しております。特に繁忙期は富士山5合目、6合目の臨時警備派出所で勤務する24時間常駐の警察官の大幅な増員と、富士スバルラインやその麓をカバーする誘導警戒専用のパトカーの配備も検討しており、警戒活動の一層の強化に努めてまいりたいと考えております。また、これらの取り組みに関しましては地域住民はもとより県や周辺市町村などの行政機関、バス・タクシー等の公共交通機関、観光業者、さらに各種防犯団体等との連携が不可欠でありますことから、これら関係機関・団体等と十分な連携を図りつつ、安全・安心の確保のための諸対策を推進してまいりたいと考えております。

早川委員

ありがとうございます。観光客増加に伴っての、それに関連してと申しますか、日常のことでこれは以前から私も地元で意見を聞いていたんですが、富士北麓地域だけかどうか、私が小さいころにはパトカーでパトロールというより、警察官の方が家を訪ねてきて用事がなくても「近況はどうですか」とか「何かありますか」とか、そういう何というか、ことで回ってきたんです。私、子どもながらに何も悪いことしなくて怖かったりした思いがあるんですけど、そういったことが私は犯罪の防止とかにもつながると思うんですが、いろんな事件が多発して難しいとは思いますが、そういった地域に根差した足元の活動をもっと私は強化することも必要なんじゃないかなと思うんですが、その辺に関してお考えをお聞かせください。

古屋地域課長

交番・駐在所で勤務する地域警察官は、担当地域の家庭、事業所等を訪問して、犯罪の予防など住民の方々が安全かつ平穏な生活を送るために必要な情報をお知らせしたり、住民の方々からの意見や要望などをお聴きして警察活動に反映させるための巡回連絡を実施しております。このように地域警察官は巡回連絡として家庭、事業所等を訪問することで住民との良好な関係を保持するとともに、地域の実態を把握して犯罪被害防止を初めあらゆる警察活動の基盤となる活動を推進しております。一方、警察には事件・事故等の警察事象への迅速な対応という県民からの期待もあります。これに応えるため機動力のあるパトカーによる活動が多くなり、巡回連絡に従事する時間が十分に確保できないといった実情もございます。しかし巡回連絡活動は事件検挙活動に比べると地味な活動と思われがちですが、委員の御指摘のとおり地域に根差した警察活動という点で極めて重要だと認識しております。今後ともこうした活動を一層推進してまいりたいと考えております。

早川委員

こういった活動は昨今起こっている暴力団抗争の中での発砲事件、いろんな地域で起こっていると思うんですが、そういう抑止に私はつながると思うのでぜひ可能な限りそういったことによって、ことし以降、本当に山梨県の安心・安全をぜひ県警で守っていただきたいと思っております。

(暴力団抗争対策について)

飯島副委員長

早川委員の最後に暴力団抗争のことがありましたが、それについて少しお聞きしたいと思います。本当にゆゆしきことで件数も最近多いですから、本会議の答弁で、指定暴力団が分裂しての発砲事件が最近までで20件ぐらいあるということでご

ざいます。それで本当に体を張って皆さん方には対応していただいているので敬意を表したいと思います。土橋議員が幾つか質問をしまして、その中でやはり住民一人一人の不安を取り除くというのが一番大事だと思いますし、もちろん本当に皆さん方には昼夜を問わずやっただいただいていると思いますけれども、御答弁の中で地域住民も参加した暴力団活動への取り組み、暴力団排除活動に取り組むということで、住民・県民の理解を得て暴力団のない山梨をつくっていききたいと、まさにそのとおりだと思います。一日も早くそういう状況になって、暮らしやすき日本一には暴力団は要らないと私も思っていますが、もう少し具体的に県民の理解を得た対策というものがもういろんなこと、いろんなケースを考えているとは思いますが、二、三こんなことがありますよという回答があれば教えていただきたいと思います。

楠 組織犯罪対策課長

県警では暴力団関係者の徹底検挙、事件の再発防止のための警戒活動、資金源の封圧、官民一体となった暴力団排除活動、これらを柱として強力に推進してまいりました。暴力団排除活動につきましては、県・市町村の暴力団排除条例が有効と考えております。県では平成23年4月1日に施行されました山梨県暴力団排除条例の基本理念に基づき、県、県民、事業所が一体となった暴力団排除活動を推進するよう、関係機関・団体などと連携して各種の取り組みを継続しております。また、市町村単位でも県内27市町村のうち25市町村で同様の暴力団排除条例を制定し、公共工事を初めとして全ての公共事務・事業から暴力団を排除し、管轄する警察署と行政と住民が一体となった暴力団排除活動を推進しております。条例未制定であります山梨市と甲斐市に対しましても、引き続きの条例の必要性や有効性などの情報提供をするなどして、県下全市町村の暴力団排除条例制定に向け強力に働きかけを行いたいと思います。

さらに地域住民による暴力団排除活動としましては、昨今、笛吹市におきまして笛吹地区暴力追放委員会、警察、市、各種防犯団体が構成しておりますが、ここによる暴力追放緊急宣言を行い防犯カメラの設置と青色防犯パトロールカーの増車が現在検討されております。甲府市におきましては一昨年結成されました甲府市中心街みかじめ料縁切り同盟により、行政、住民、事業者……。

堀内委員長 執行部に申し上げます。簡潔に、もう少し答弁を。

楠 組織犯罪対策課長

わかりました。

暴力団排除活動が推進されております。この甲府市中心街みかじめ料縁切り同盟の設立に先立っては、商店街に県と甲府市の補助金を受けて防犯カメラが設置されているところでございます。さらに今月下旬には昨今の情勢を受けまして、甲府市において大規模な甲府市暴力追放宣言大会が開催予定であります。ますます暴排機運が高まっていると感じております。今後はさらに暴力団排除活動の機運を県下全体に広めて、安全を実感できる山梨を目指していきたいと考えております。

飯島副委員長

とても詳しく回答していただいたんですが、広範囲にわたってやられているというのはよくわかります。地域事情もいろいろあると思うのでまちまちだと思うんですが、本当に一般の住民の人がニュースで例えばみかじめ料をやめようとかパトロールをやっているとか、そういう宣言をすとか、そういうのは新聞の字面で見たりテレビで見たりするので、やっているんだなと思うんですが、例えば1個人としてどういうことを自分からできるんだらうとか、地域の人とやったらいいんだとかいう、そういう末端のところまでの住民がよくそういう暴力団に接したことがな

いからわからないし、ただ漠然とした恐怖感というのがあるんですけど、そういった人に対する具体的な支援とか、指導というのはわかりやすく何かあるんでしょうか、やっていることがあればですけど。

楠 組織犯罪対策課長

警察では「暴力追放3ない運動」というのを推し進めております。これは「暴力団を利用しない、暴力団を恐れない、暴力団に金を出さない」というのを推進してまいったところですが、現在ではそれにプラスして「暴力団と交際しない」といったような内容で働きかけをしております。一般の方、ぜひこういった暴力団に関する情報あるいは相談、これは県警察どこでも警察署でも本部でも受け付けております。遠慮なく相談をしていただきたいと。また、暴追センターという民間団体も相談を受け付けております。遠慮なくそういったところに相談等をいただければ、事件にできるものについては積極的にうちの方で事件化するという姿勢で臨んでおりますのでよろしくお願いいたしますと思います。

堀内委員長

委員長から申し上げます。ちょっと長くなっていますので1答1問を原則とされるようにお願いします。

飯島副委員長

最後に、私が知りたかったのは本当に一般の人がそういう懸念があるときにどこに話をしていたらいいか。例えば地域には防犯連絡所というものがありますね。それは自治会の管轄なのかもしれませんが、そういった身近に駆け込んで相談に乗ってくれるようなところが、警察とその地域の末端のところでどんなようにリンクしていて、どんなように採用というか、有機的につながっているのかなという、もしそれがあれば教えてほしいという質問だったんですが、相談してほしいということですから、もっと具体的に広報をもっと知らしめて、気安く相談できるような体制にしてもらいたいということをお願いして、もし回答が得られればお願いいたします。

楠 組織犯罪対策課長

ただいま御指摘のとおりまだまだうちの方の広報活動が足りないというのであれば、うちの方は一生懸命チラシ配布、その他して一般の方の相談が簡単に来られるようにいたしたいと思います。

(振り込め詐欺について)

仁ノ平委員

いわゆる振り込め詐欺、かつてはオレオレ詐欺、現在はお母さん助けて詐欺なんという名前も出てきたようですが、これも本会議でも議論があったところですが、その御答弁の中で被害者の7割が高齢者、女性が9割という御答弁を伺いまして、まさに私のことですので被害者の典型になりそうなことですので、もう少し詳しく伺いたいと思った次第です。それで詐欺被害の発生状況ですが、本会議で御答弁もありましたように昨年は36件、1億円を超える被害、本年度は6月11日現在で既に22件で6,500万円ですか、昨年度を上回るペースで被害があるとのこと。そして不勉強ながら本会議のやりとりを聞いて予防、被害防止は警察の仕事なんだと深く受けとめた次第ですが、その被害防止対策について何をなさっているかということをもっと詳しく教えていただけないでしょうか。

興水生活安全部参事官

県警察ではこれまで金融機関職員を対象とした声かけ訓練を実施し、顧客への声かけを強化するなど、金融機関の窓口やATMといった水際の被害防止を図って

おります。振り込め詐欺の被害者は高齢者が多いということから、わかりやすく大きなサイズを使用しました防犯チラシの配布、被害防止のポイントをまとめたDVDの上映、高齢者の集会などにおける出前型防犯教室の開催や劇団による寸劇の披露、ひとり暮らしの高齢者宅に対する巡回防犯指導など、高齢者に重点を指向した対策を進めております。また、いわゆるアポ電が入った場合には直ちに警察に通報していただくよう周知に努めており、自治体の防災行政無線などを活用した注意喚起を行っております。さらに全国的な取り組みとして昨年7月から、全国の警察が犯人グループから押収した名簿を警察庁でデータ化し、都道府県警察に還元して各県で名簿に登載されていた方に対し集中的に注意喚起する対策を始めており、本県においてもこれまでに約1,500人に対して巡回による防犯指導を行っております。

仁ノ平委員 たくさんな活動をされているということがわかりましたが、最後に、今、御説明いただいた犯人グループから押収した名簿に基づき、これはあれですかね、その名簿に載っていた県民に個々に働きかけを行っていただいているということですかね。これ本当に新しく聞くことなのでちょっと伺わせてください。この名簿に一体県民が何人ぐらいが載っていたんですかね。

興水生活安全部参事官

警察庁から送付されました名簿の人数につきましては、捜査に支障がありますのでその数のお答えを差し控えさせていただきます。

仁ノ平委員 ちょっとイメージがそれではつかみにくいんですが、犯人たちが持っていた名簿に働きかけをしている人たちが載っていたと、その人たちに個々に注意喚起を行った。ちょっとさっき最初の答弁でお話しあったかと思いますが、どのように注意喚起をなさっているんでしょう。

興水生活安全部参事官

これらの名簿に基づいて警察官がお宅を訪問し、巡回で訪問したときの防犯指導につきましては家族のきずなをテーマとしました予防対策として、家族のふだんからの連絡や合言葉をあらかじめ話し合っておくことの指導や、普通の家庭では一般の電話をあらかじめ留守番電話に設定しておいて、犯人グループからの電話があったときもそれで一時的に電話に出ることを防ぐということで、留守番電話作戦をお願いするなどを具体的に指導しております。

仁ノ平委員 訪問により働きかけをしてくださっているということですが、ちょっとこれまでたくさんの犯人、逮捕されていますよね。犯人グループ、いろんなグループが名簿を持っていたかと思うんですが、ちょっと人数は明かせないということですが、その名簿に載っていた人たちに共通性というのはあるんですか。

興水生活安全部参事官

犯人グループから押収した名簿につきましては、広く出回っていると思われまして、特定の名簿に載っている者に対して無差別に電話をかけているものと思われまして。これらはいわゆる名簿屋と言われる者から犯人グループが買い取っていると思われる学校の卒業生名簿、あるいは社員名簿などのほか過去に株式投資を行った人のリストなどの個人情報載っております。中には夢見る老人データとか、高齢者の1戸建てに住んでいる人のデータなどといった見出しがつけられたものがあり、こういったものを手元に置いて電話をかけているものと思われまして。

仁ノ平委員

狙われやすい人というのはそうやって特定されているのかなと思って伺ったんですけれども、この名簿に載っていた人たちに働きかけるというのは大変有効だと思って幾つか伺わせていただいたんです。というのは、ちょっと話が変わるんですが、今、ちまたではDJポリスってすごく話題じゃないですか。昨日は男性1人女性1人の機動隊員ですか、警視総監賞も受けられたということで私も大変楽しく2人の話術を何度もテレビで拝聴しているんですが、その2人のDJポリスの技術ですばらしいなと思うのが2点あって、1つは聞いている人の共感を呼ぶ、心に寄り添ってわかりやすく働きかけて共感を呼ぶ、それが1点。もう一つはDJポリスの技法として個に働きかけているんですよね。渋谷の交差点で「そこの赤いネクタイをしているお兄さん」とか「そこの赤ちゃんをおぶっているあなた、危ないですよ」という、あるワイドショーのコメンテーターが言っていましたが個に働きかけないとなかなか人は耳を傾けないですよというテレビを見ていたものですから、そのDJポリスの報道とただいまの振り込め詐欺の要注意した方がいい県民への働きかけというのは、大変有効だと思って幾つか伺わせていただいたわけなんです。名簿に載っていた人の何%ぐらいの働きかけをもうされたんですか、もう終わったんでしょうか。

興水生活安全部参事官

先ほど約1,500人の方というお話を申し上げましたので、何%というような形になりますと全体の山梨県警察に来ている人数が計算できてしまいますので、かなりの部分というお答えをしたいと思います。

仁ノ平委員

ぜひ継続して全部の方に注意を喚起するとともに、多分1回きりでは忘れちゃう、高齢ですから何度も働きかけをお願いしたいと思います。

次の質問に行くんですが、お話を伺っていて高齢者の集会での寸劇の上映であるとか、DVDの上映であるとか注意喚起とか、そういうことを中心に個別訪問もあるようですが、個別訪問には限りがあります。ただ、そういう防犯教室とか高齢者の集まりに来る方は逆に心配はないとは言えないけど、ないと思うんですよ。どちらかといえばそういうところに見えない、まだ情報の届いてない多数の方たちに注意を喚起することが大事じゃないかと私は思うわけです。そして何しろ高齢ですから先ほどDJポリスではありませんが、効果的にわかりやすく、何ていうんですかね、しかも危機感を持って受けとめていただく工夫もまた必要ではないかと思えます。ぜひ今回のDJポリスの姿は警察の新しい顔を見せていただいたと思っていますし、これから努力していく一方向なんだろうと思います。御答弁の中に随分広報とか周知とか注意喚起という言葉が出てきましたが、それをなさるときにぜひ今回話題になっている手法などの研究もしていただいて、効果的な働きかけを集会などに見えないごく普通の高齢県民に届くようお願いしたいと思います。その辺でお考えを伺えればと。

興水生活安全部参事官

ひとり暮らしをしている高齢者や会合などに出席する機会の少ない高齢者の方は、老人クラブの活動へ参加するなどといった活動的な高齢者に比べて防犯に関する情報に触れる機会が少なく、より被害に遭う可能性が高いと言えます。このため警察官による被害防止のチラシの配布や、手口やその対策についての注意喚起を行う巡回防犯指導のほか、交番、駐在所の勤務員が作成したミニ広報紙の地域での回覧、駐在所ふれあい連絡会を通じて作成した注意喚起カレンダーの配布などの対策を行っております。また、高齢者宅へ訪問活動を行うことの多い民生委員さんに協力をいただくよう、ことしの5月民生委員・児童委員大会において参加者2,80

0名に被害防止チラシを配布して注意喚起をお願いするとともに、今月開催されました民生委員・児童委員の各地区の代表者の会議に当県警の担当者が参りまして防犯講話を行って、高齢者宅訪問時における振り込め詐欺防止ポイントの声かけの依頼を行ったところであります。加えて民間団体と連携した対策として山梨県老人クラブ連合会などによる高齢者宅への被害防止チラシの配布などの対策を進めております。また県立中央病院や金融機関の待合室などで待ち時間を利用した被害防止DVDの上映や、テレビ・ラジオなどのメディア媒体を活用した被害防止の呼びかけなどを推進しております。今後も引き続き関係する機関・団体などと緊密に連携をして、防犯指導、広報・啓発の活動を推進して、振り込め詐欺の防止対策に努めてまいりたいと考えております。

仁ノ平委員

さまざまな工夫で御努力、そして労力を割き、時間を割いていらっしゃるのがよくわかりました。ぜひことし後半、来年度に向けてもぜひこの事案が少なくなり、収束していくように向けての御努力をお願いして質問を終わりにしたいと思えます。ありがとうございました。

主な質疑等 総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員会事務局・議会事務局関係

※第 73号 山梨県職員給与条例等中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で採択すべきものと決定した

※第 74号 山梨県市町村振興資金条例中改正の件

質疑

丹澤委員 市町村振興資金の元利補給金のうち今回、挙げているこの3つですけれども、まだほかに元利補給金制度として元利補給している資金がありますよね。

秋山市町村課長 これ以外の資金に関しましては、1つとしましてリニアモーターの建設に関しまさず公共施設整備事業といたしましてリニアモーターカー関連事業資金というのがございます。もう一点、市町村合併に伴いまして行った市町村の公共施設に対する整備といたしまして合併推進資金の2点が、別途これ以外に元利補給金の対象になっております。

丹澤委員 元利補給の制度になるのは2つだけですか、これ。ほかにもうなくなってしまったんですか。

秋山市町村課長 以上でございます。

丹澤委員 元利補給金制度って、これ手間暇を考えると、金額の割には市町村も大変、県の審査も大変、還付事務もかかるということですから、もともとその部分を貸付利率を低くしてやればそれで十分効果があると思うんですよね。さっき言った資金というのは特定の市町村に限定されているわけですから、それは元利補給という昔は「あなたにやってやっているよ」ということが県にとっては施策として、知事としてもいい施策だったんでしょうけれども、額も微々たるものだから、これはそういう制度はもうやめてしまって、そして市町村も大変だと思うんですよ。本当に数千円や数万円しかもらえないような元利補給金もこの事務が煩雑で、だから、これはもう金利で調整したほうがいいじゃないかと思っているがどうでしょうか。

秋山市町村課長 金利に関しましては、現在、元利補給金の対象とならないものに関しましては、元利補給金がある資金よりも低利という形で考えております。そういった意味で差をつけてございますが、ただ、現実は今非常に金利が低うございますので最低限の0.1%という状況になっております。また、現在リニアモーターカーと合併資金でございますけれども、これもいずれ終期が設定してございまして、リニアモーターカーに関しましては平成27年度までで終了ということになっております。また、

合併資金につきましても対象期限がございますので、これは平成27年と平成31年でございますけれども、そういった資金でございますので、ただ、継続という点がございましたのでこの2点につきましては引き続き対象とさせていただいているということでございます。

丹澤委員 利率が低いから元利補給する金額なんでもっと低くなるでしょう。ほとんど数万円程度のものじゃないんですか。だから、それをわざわざ書類を出させて審査をしてまた交付して、それはそっちのお金の方がたくさんかかっているじゃない。

秋山市町村課長 実績でございますけれども、この振興資金の特別分といたしましてこの3つの事業に関しましての元利補給金でございますけれども、24年度で1,700万円ほどということでございます。徐々に減ってくる形でございますが現状そんなふうな数字でございます。

丹澤委員 各市町村の個々にしてみれば、これは全体何町村あるか知らないが、各町村にしてみればそう大した金額にもなってないでしょう。各町村がその手間暇考えてみたらもっと別な方法で、元利補給というのは直接やるから市町村長にとってありがたいし、また県の職員にとっても「あなたのところへ元利補給金つけてやるよ」というふうなことがあるかもしれないけれども、事務を簡素化しようというときに元利補給金制度というのは本当に市町村にとってありがたい制度なのかどうかぜひ検討してください。

秋山市町村課長 市町村にとってよりいい制度となりますように検討させていただきます。ありがとうございました。

討論 なし

採決 全員一致で採択すべきものと決定した

※第 75号 山梨県県税条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で採択すべきものと決定した

※第 85号 山梨県職員の給与等の臨時特例に関する条例制定の件

質疑

丹澤委員 人事委員会委員長さんにお伺いします。地方公務員法の第5条では職員の身分に

関するあるいは職員に適用する規定を定める場合には、人事委員会に議会が意見を求めるという規定がありまして、今回の給与改定は県議会として人事委員会委員長さん宛てにいかがかと意見を求めました。その意見書の中身なんですけれども、もともと県職員の給与というのは原則的には人事委員会が勧告をして、それを受けて任命権者が決めていくという手続をとることになっているわけなんですけれども、この委員長さんから議長宛てに出された意見書を見ると、人事委員会勧告制度は、労働基本権が制約されている職員の代償措置として設けられているんだと。その勧告によらない給与削減は給与決定原則を逸脱していると、こう冒頭に書いてあるんですけれども、しかし、その後、財政事情が厳しい事情でやむを得ませんと書かれています。ということは、この制度ってこういうような財政が厳しいときにはいいですよと、人事委員会の勧告なしでもどうぞ御自由におやりくださいと、こういうことを容認したことになるんでしょうか。

小俣人事委員会委員長

丹澤委員の御質問にお答えいたします。今回の人事委員会としての意見は議長に提出したとおりでございますけれども、実際に丹澤委員がおっしゃったように人事委員会勧告によって我々が給与をある程度決めていくというのが、今までの慣例でございます。しかし、今回は国のいわゆる県に対する地方交付税の削減ということもございまして、これがかんがみまして我々としては「やむを得ず」という言葉を使わせていただきましたけれども、いかがでしょうか。

丹澤委員

地公法の第24条によりますと国の職員の給与等を勘案して決める、という1項がありますと、そうすると、国が下げたんだから県の人事委員会には関係ないよと、国に準じなさいよと、そういうことにもなるわけですか。

小俣人事委員会委員長

本来であれば我々人事委員会としては「遺憾である」という言葉を使うのが本当の形だと思います。しかし今回の事情によりましてその遺憾であるという言葉を使っていいものかどうかということは慎重に論議いたしました結果、「やむを得ず」という言葉でさせていただいたというふうに御理解いただければよろしいのではないかと思います。

丹澤委員

この制度の趣旨からいくと情勢適応の原則というのがありまして、地公法の第14条では、随時一般社会の情勢を把握して、そして適切な措置を講じる、と書いてあるわけですから、いや、これってこういう措置があったときには随時本当はやりなさいよと、だから、これはやむを得ない。第一に国がやったからやむを得ない、あるいは県の財政が厳しいから私たちのことは関係なくやってくださいというふうになるとしたら、この人事委員会制度ってますます形骸化してしまうじゃないかという気がするわけなんですけれども、県の苦しい財政事情も考慮した上で苦しい表現になったとは思いますが、この制度を維持すべき立場である委員長さんのお考えを聞かせていただきまして終わりにします。

小俣人事委員会委員長

御理解いただきましてまことにありがとうございます。ですから、最後に今回の減額がこれまでになく大きいこと、また、これまで県が独自に特例減額措置を行ってきたことなど、職員の士気と生活への影響を考え給与勧告に基づく本来の給与水準が確保されるよう、今後とも最善の努力を尽くすことを望むことといたしました。

討論 なし

採決 全員一致で採択すべきものと決定した

※第 79号 平成25年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの並びに第3条地方債の補正

質疑

(県庁舎耐震改修等整備事業費について)

望月委員 新防災新館の完成に伴いまして、県指定有形文化財であります県庁舎の別館、この予算が盛られております。これにつきまして文化財の保存活用の基本的な考え方についてお伺いをいたします。

中澤管財課長 ただいまの望月委員の御質問にお答えいたします。県庁別館につきましては県指定の有形文化財ということでございますので、文化財として保存をしていかなければならないということで、意匠の保存に配慮する部分というものと、当然、今、庁舎として使っておりますので、機能的に引き続き庁舎として利用していくために機能をアップするための改変を許容する部分という形で、明確に分けて保護の方針を定めてございます。この中で屋根とか壁面の外観とかいうものとか各部屋を単位としまして、保存部分と保全部分とその他の部分と3つに分けて各部分の保護の方針を定めてございます。その中で特に保存部分というものにつきましては、文化財として価値を守るためにきちんと保存していこうという部分になりまして、この部分につきましては材料自体を保存したり、それから、材料の形状とか材質とか仕上げとかを見まして、極力忠実に再現して保存していこうという部分でございます。正面玄関のところとか中央のエントランス、それから、中央玄関からの階段、旧知事室とか旧知事応接室がこれに当たりますのでそういう形で保存していきます。それから、廊下とか、議事堂の方へ渡ってくる渡り廊下の部分については保全部分という形で保存部分との調和を図りながら、意匠的な配慮が必要な部分という形で改修をしております。それから、その他の部分という部分につきましては、我々の執務室という形で使っていきますので、活用とか安全性の向上のためにさまざまな改修のほうを行っていかうと考えております。

望月委員 保存する部分でありますけれども、エントランスホールの大石の回りの部分とか、それから、旧知事室、こういったのが保存する部分に当たるんじゃないかと思うんですけれども、この補修、修復、この工事をどのような形でやられるのかお伺いをいたします。

中澤管財課長 御質問ありました件でございますけれども、特に旧知事室、それから、今、公安委員会室に使っている旧知事応接室、それから、現教育長室であります旧内務部長室、それから、労政雇用課などが入っております旧正庁につきましては、内装材が現在まだ創建当時のものが多く残っております。特に労政雇用課は、今、天井を二重にしているんですが、それをとりますと上の方にまだ当時の天井がそのまま残っておりますので、その当時のデザインとか形状がそのまま保存できますので原則保

存することとしまして、それから、どうしても破損している箇所とか欠損している部分等がございますので、その部分については限りなく創建当時に近い材料、それから、工法を用いて修復をしていこうと考えております。

望月委員 わかりました。それで耐震改修とあわせてバリアフリー化を図るということでございますが、具体的にはどのような形の中で設備を設置するのかお伺いをいたします。

中澤管財課長 バリアフリー化という工事の内容でございますが、まず別館の正面玄関でございますけれども、ここは当時の建物ですので段差が高うございますので、この部分については段差を解消するために車寄せとポーチの部分のかさ上げをいたします。それから、玄関の脇に車椅子の方などが入りやすいように段差解消機を設置しようとしております。それから、中銀県庁支店の側の入り口でございますが、そちらの方には車椅子用にスロープをつくりまして、それから、自動ドアにして車椅子の方々が入りやすいようにということを考えております。それから、別館にはエレベーターがございません、ですので、中央の階段の脇のところのホールを使って東側にエレベーターを設置することとしております。それから、この議事堂の方へ来る北側の入り口でございますが、こちらについても自動ドアにして出入りがしやすいようにということを考えております。それから、1階と2階にも多目的トイレを設置して障害者の方に配慮をしようと考えております。

望月委員 大変期待をされるところでありますが、完成後の利活用についてどのような構想をお持ちかお伺いいたします。

中澤管財課長 別館の2階の部分、今、県警本部の総務課等が入っているところ、その部分につきましては近代人物館という形で平日のみならず休祝日についても、近代以降の山梨県をつくってきていただいた方々、偉人の人物の方々の業績を紹介する近代人物館ということで展示をいたしますし、それから、今、警察本部長室となっております旧知事室、それから、隣の知事応接室につきましては県政の展示室や、それから、一般の皆さん方に見ていただいて「あ、昔の知事室ってこうだったんだな」ということがわかるような展示を広くやっていこうと考えております。それから、今、労政雇用課と大気水質保全課が入っているところは、昔の旧正庁という形で迎賓室みたいな部屋として使っておりましたので、この部屋は忠実に復元して広く県民の皆さん方に、例えば結婚式なんかで使っていただけたら非常にいいなと思っておりますので、そういう形で皆さんに活用していただければと思っております。

討論 なし

採決 全員一致で採択すべきものと決定した

※承第 1号 山梨県県税条例中改正の件

質疑 なし
討論 なし
採決 全員一致で採択すべきものと決定した

※請願第23-3号 国に原子力政策の転換を求めることについての請願事項の1

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)
討論 なし
採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※請願第23-13号 原発から撤退し、自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出を求めることについての請願事項の1及び2

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)
討論 なし
採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※請願第23-14号 「浜岡原発」の永久停止・廃炉を求める意見書採択を求めることについて

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)
討論 なし
採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※請願第23-15号 浜岡原子力発電所を永久停止（廃炉）にすることを求めることについて

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※請願第23-16号 山梨県議会議員の海外研修制度の廃止を求めることについて

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(防災新館について)

望月委員 再三質問させていただきました。にぎわいの創出という形の中でもっとすばらしいものと、こういう形の中で御意見を述べさせていただきました。今議会におきましても山梨県の今の、さきほど申しましたけど、旬の話題ですね、幾つかありますね。例えばクリーンエネルギー関係とか、富士山の世界文化遺産、それから、インドネシアの旅行団の受け入れ体制ですね。ジェットロ山梨、燃料電池のPR、こういったものが本会議でもたくさん出ましたね。こういったものを捉えた中で幾らか配慮していただいたと、こういうことなんですか。

中澤管財課長 この前も現場を見ていただいているところでございますけれども、平和通り側に面したところが県民ひろばというところになるわけですが、そこにガラス越しに生涯学習センターの一番西側の部屋が面しているわけですが、そこが県民ひろばや平和通り側から一番見える場所でございますので、ここを事務室だけじゃなくて、今、御指摘いただいたようなさまざまな話題を皆さんに提供する場という形でやっていきたいなと思っております。特に先ほどインドネシアの観光の話もありましたけれども、今、本館の1階にいただいた自転車がスペース的に1台しか展示できない。2台いただいていますんで、そういうものなんかもいろんな形で展示もできるだろうなと考えておりますので、今後もいろんな旬な話題というものをうまく活用して展示していきたいなと考えております。情報発信をしていきたいなと考えております。

望月委員

生涯学習センターがにぎわいの創出になるように願っているところでありませけれども、よく見ていきたいと思っております。御活用のほどよろしく願いいたします。

(富士山の災害対策について)

早川委員

きょうは一貫して富士山に関する質問をさせていただいているんですが、富士山の観光客の災害に対する安全確保とか、災害対策全般について伺いたいんですけど、まず災害対策の第一歩というのは気象庁とか市町村が発表がする気象情報とか避難情報などを速やかに、情報が出現したとか伝えなければいけない人に対して本当に確実に伝えることだと思うんですけど、2月議会で私が通信手段のデジタル化を図る中でいろんな多重化について質問をしたんですが、御答弁がテレビ、ラジオ、携帯電話の緊急速報メール、エリアメール、身近のそういう通信手段を活用して、市町村と連携してそういう仕組みをつくっていくという答弁があったんですけど、この後、多くの人が富士山に入らる中で、実際、富士山の中でも主な通信手段は携帯電話が有効だということですね。

そんな中で富士吉田市に私行って聞いてきたんですが、富士吉田市ではいち早くエリアメールを導入して、5合目からもうちょっと上まで電波が通ることになっていると思うんです。山開きが御案内のように7月1日で1カ月切っている中で、これを活用していわゆる富士山は富士吉田だけじゃないので、県が中心になってやるべきだと思うので、このエリアメールってこの間からも話あったように無料だと思うんですね。県がまだ導入していないということを聞いているので、それを早急に導入していただきたいのと、富士吉田市が導入するのとリンクをして文化情報とか気象情報、一日も早くリンクをすることが可能だと思うんですが、そのことに関してお考えをお伺いします。

前沢防災危機管理課長

2月の答弁から大勢の方が山に入らるということで、私どもも携帯を使った緊急速報メールでございますが、携帯3社でサービスを提供しておりますが無料でございます。ただ、市町村と私どもでお知らせする情報については緊急のものだけという制限がございまして、市町村の部分、避難指示とかいった権限もございまして、市町村と調整をして7月1日に向けてできるような形にしていきたいと考えて、今、進めているところでございます。

早川委員

今、進めているということで理解してよろしいですか、はい、わかりました。

次に、富士山火山の避難者の避難先の確保についてお伺いします。3月、溶岩流に対する避難計画が策定されているんですけども、これ見ますと避難者の対象者の総数は75万人で溶岩が流れるラインが、これラインといういろんなラインがあるんですね。それを想定して例えば溶岩が富士宮市に向った場合は13万人の市民で、山梨県の富士吉田市に向って溶岩が流れた場合は5万5,000人の市民が避難することになるわけですが、当面、安全な場所へ避難していくわけですけど、全体的にいろんな事象が発生する可能性があって、近隣だけで到底その避難場所は確保はできないですね。そこで山梨県は県全体でも避難場所を確保について考えていかなければならないと思っておりますので、私が2月議会で実効性ある避難対策を聞いた際に、市町村間で広域一時滞在に係る協定書を促進するとの答弁がありました。私は市町村間同士が完璧な協定結ぶまでには時間もかかるし、実際に緊急時には当事者間では実際災害が起こったとき調整が難しいことも想定されると思うんですね。ですから、そこで県として避難者数と避難所の収用人数を把握してコーディネートをするとか、あるいは、今、平常時から協定締結を進めると同時に、県が

市町村間を全体的に調整するようなシステムを構築すべきだと、それが県の役割として重要だと思うんですが、それに対してお考えをお聞きします。

前沢防災危機管理課長

先般、溶岩流に対する避難計画ということで、どちらの方面に逃げる、何を使って逃げるというものをつくったわけでございまして、委員の御指摘のとおり、非常にたくさんの方が避難をするということも考えられるということで、その辺については課題だと考えております。現在、富士山火山防災対策協議会で地元の町村、県も含めて避難計画を進めているところでございまして、いずれにしても実効性が伴うような形で市町村が相互に連携して避難が受け入れられるような形で、個々のそれぞれの町村の協定も大事かと思いますが、全体で速やかに避難できるような協定が結べるように支援を進めてまいりたいと考えております。

早川委員

最後に避難対策の周知・啓発についてお伺いします。富士山火山の避難計画で去年は溶岩でことしは火山灰とか噴石に対する避難計画を策定すると伺っているんですけど、今年度中に広域避難計画が策定されるということであるんですが、これはつくただけで住民に周知されないと、絵に描いた餅ではいざというときに機能しないと思うんですね。これは本当に住民がわかって実際のときに大勢の人が本当に迅速に避難するためには、通常から住民の頭の片隅にこう行ってことか、なれていることが大事だと思うんですけど、ちょっとこれはできるかどうかかわからないんですが、例えていいかどうか、ごみの分別のチラシやなんか冷蔵庫に張ってあったりする、それはすごい主婦の人が見たり、あとは学校で配布するものなんていうのは子どもたちが持ってくるものって父兄は非常に興味を持ちます。そういったものでこういう広域避難計画を簡単に簡易につくって個々に配布するようなことは将来的に必要だと思うんですけど、そういったお考えがあるか。予算があることなのですぐにはできないとは思いますが、ぜひそういうことは検討していただいて、絵に描いた餅にならないようにしていただけたらと思うんですけど、そのお考えをお伺いします。

前沢防災危機管理課長

避難計画の周知ということでございますけれども、ことし、いろんなパターンの避難計画で全体の避難計画をつくるわけでございまして、協議会では今年度防災に係るシンポジウムを開催をすることとしております。これは静岡県内ということでございます。それから、広報・周知ということでございまして、当然でき上がったときにはホームページに掲載する、また、お話をいただければ説明会あるいは意見交換会等で出向いてお話をさせていただきたいと思っております。今回の避難計画につきましてはいろんな多様なものに対応するという計画でございますので、パンフレットのうまくつくれるのかどうなのかということもあります。また、パンフレットをつくるとなるとお金という問題もございまして、いずれにしても今年度末には広域避難計画をつくると、そういった周知、パンフレットのなものにつきましては、来年度の予算編成の中で適切なものをつくれるのかどうかも含めて検討していきたいと思っております。

早川委員

出前講座とかホームページとかいうのはどうしても見にいなきゃという受動なので、ぜひそういうパンフレットとか、できるかどうかフェイスブックとかこちらから発信するような形で、富士山火山ってなさそうなんですけど、非常に大切なことだと思うんですね。ですから、そういった意味で県の発信する積極性をお願いして以上で質問を終わります。

(市町村の災害対応力の強化について)

木村委員

市町村の災害の対応力の強化についてお伺いをいたします。災害の対応には自助・共助・公助とよく言われていますように、その三位、それらが一体となって災害の対応の強化につながると考えます。一昨日、石井議員の防災に対しての強化についての一般質問の中で、防災アドバイザーと県職員が2年かけて県内全市町村の災害対応力強化に向けた取り組みを行うという答弁がありましたが、具体的にどんなことをするんでしょうかお伺いいたします。

前沢防災危機管理課長

市町村の災害対応力の強化ということで、山梨大学に地域防災マネジメント研究センターというのがございまして、今年度からその先生と私どもの職員が一緒になって、今年度から2年間ですけれども、今年度は全市ということで訪問をいたします。市町村の関係部局にヒアリングを行いまして、市町村における全庁体制をどうする、きちっと確立する、それから、災害地図の作成でありますとか情報伝達、避難所の設置・運営訓練、こういったものについて市町村の現状を分析した上で、もっと強化した方がいいというふうなところを見つけまして、それぞれ各市町村ごとの支援プログラムをつくりまして支援をしていくと。今、中央市を6月下旬に予定しておりますけれども、そこから始めて本年度は全市、来年度は全町村を訪問してそれぞれプログラムをつくって支援するというものでございます。

木村委員

市町村でも毎年、私の地域でも防災訓練で行っているのは、大体三角巾の畳み方とか、それから、炊き出しというのが多いわけですね、今、ここで言っている支援というのは企画とかなんかそんなようなことですが、もう一度そこら辺はどのような支援になるのかお聞かせください。

前沢防災危機管理課長

今どこも防災計画を持っていますのでそういったところからヒアリングを行い、最終的には訓練まで支援をするということで考えておりまして、それぞれ具体的にそういった訓練につきましても避難指示の伝達、それから、職員の参集、災害対策本部の設置、情報収集などいろんな項目ございますけれども、それぞれ例えばどういふような被害想定をするのが適切であるとか、あるいは、避難所の設置の関係で地域の資源をどういふふうを活用するかとか、具体的な活用法のアドバイスなどをそれぞれ市町村の実情に応じた支援を考えております。

木村委員

私たちは言われたことを、各人三角巾の畳み方なんかもしますけれども、さらにきちんとした組み立てのもとにその地域の資源の活用、被害想定をしてから実情に対応したことをきちんとやっていく。自助、共助、つまり地域の防災力の強化をしていくというのが、県の部分の強化が、そのまま市町村の災害対応力の強化にもつながっていくと思っておりますけれども、その対策についてはどのようにお考えかお伺いしたいと思います。

前沢防災危機管理課長

東日本大震災の中でなかなか公的な支援が行政とかが時間がかかったということもあって、特に集落といいますか、地域の防災力の強化というのは課題だと私も考えております。地域の防災力の強化につきましては地域県民センターで地域防災リーダー養成講座、あるいは、申し入れに応じてですけれども、出前講座などを開催をしてまいりました。今年度からさらにそういった地域・地区の防災の中核を担って推進していただくということで、NPO法人の日本防災士機構というのが、

一定の講習を受けて防災士の認定をしておりますけれども、同じようなカリキュラムの講座を山梨大学に委託をして実施して、そういった方に地域に帰っていただいて啓発、推進を図っていただこうと考えております。

木村委員 その中の防災士というのはどのような講座を受けて、具体的にどんな役割を担うということになっているのでしょうか。

前沢防災危機管理課長

防災士でございますけれども、今、防災士機構が開催している講座の科目では災害の発生の仕組みでありますとか、あるいは、自主防災などに関する地域での活動、応急手当など災害から命を自分で守るといような科目がございます。こういったことを専門家から受講するというところであります。どんな役割かということでございますけれども、自助・共助ということで地域での防災に係る啓発・教育、それから、具体的に災害が発生したような場合については、中心的にいろんな調整をしていただくとか、リーダーをしていただくとかいう役割を期待して、講座を受けて資格を認定をしているということでございます。

木村委員

今までの地域防災リーダーというのは、何か区の役員の1人としての何か肩書きはついていますが、実際に私たちがその姿を目にしたりとか、あまりしたことなかったんですが、今度のことについては大変期待もしていきたいと思えます。それで災害が発生した際に迅速に対応するために的確な情報の把握ができて、何が必要かを判断できてというような人材の育成ということでいいんですよね。それで以下、簡単なことですが、例えばどういう人が受講者の対象なのか、費用についての支援があるのか、それから、何人を予定しているのか、これ全県下でするんですよね。各地域でするわけではなく全県下でするときに、場所はどこでするのかなど4点ほどお伺いします。

前沢防災危機管理課長

どうい方が、それから、費用、会場、何人かということでございますけれども、まずどうい方かといいますと、先ほども申し上げたように地域の教育あるいは啓発等を中心としてお願いをしたいということで、消防職員のOBでありますとか、消防団のOBでありますとか、地域防災を推進するのに適切と思われる方を市町村に推薦をお願いをする予定でございます。人数でございますけれども、今のところ講座の会場の予定もございます。それから、市町村に実は負担をしていただく部分もございますので、土日に山梨大学、それから、防災新館、それぞれ4日ずつですけれども、2つに分けて山梨大学と防災新館で60名ずつ120名ほどを予定しております。費用につきましては山梨大学に委託して安くしていただくということで1人当たり8,000円、これ5,000円は資料を買う費用でございますけれども、8,000円かかりまして半分は県が負担、半分が市町村負担ということを進めております。

木村委員

県や市町村の負担はともかく受講者120人、山梨県内からということで、目的を持ってしっかりと学ぼうというので集まるわけですから、目に見えないとかいうことでなく、やっぱり受講者の活用、地域での活躍できるように市町村にしっかりとそういうことを県が働きかけていただかないと、ただ資格をとただけで、資格マニアは今いないと思えますけど、こういう点は私はその資格者たるべきじゃなくて、その後の活動をしっかりとしてもらわないと災害というものに役立たないと思うんですが、そういった県は後のことまでしっかり考えていると思うんですけども、

お伺いします。

前沢防災危機管理課長

申し上げましたように地域で中心になっていただくということで、御指摘のとおり活用が非常に大事で、とられた方についてもいろんな形で活躍できるというところが必要かなというふうに考えております。先ほど申し上げましたけれども、市町村に推薦していただくということで、市町村において防災訓練でありますとか、行ったときに学んだものを周囲に広げていっていただくということを私どもとすれば考えておまして、市町村に推薦していただきますのでそういった中で、または私ども市町村の担当者を集めた会議などもございますので、十分に活躍できるようなことで市町村に、今のところ、働きかけてまいりたいと考えております。

木村委員

阪神淡路のときだったか、東日本のときだったか忘れたんですけども、訓練でできなかったことは災害時にもできなかったという言葉が、私いつも頭の中にあるわけですね、継続は力なり、繰り返し、繰り返し、やっぱり訓練というのはして身につけさせるということでしか、もういつ起こるかかわからない、起こっても対処することになると思うんですけども、さっき言ったように顔が見えないとか、そうじゃなくても確実に、いろいろ今までも福祉の面で弱者を助けるといういろんな形で出てきていますので、それをトータルしてこの際、さっきから早川委員も申し上げていますように、いろんな山梨県の災害に対してしっかりとこれを1つの契機として確立していただきたいと要望して終わりたいと思います。

(県庁敷地整備計画について)

仁ノ平委員

過日、議員全員に部長と管財課長がお出ましいただいて、県庁敷地の整備についてということで御説明をいただきました。そのときちょっとわからないことがあったのですが、時間の関係もあって質問できませんでしたのでこの場で幾つかお尋ねしたいと思います。概要の説明の後、整備内容ということで5つ示されました。私はその5つ全てについて了と思うし、現状考えたときに必要な整備であろうと思います。中でも4番目の県庁内の歩道と車道の分離、5つ目の駐車場と駐輪場の整備、今回はこのことに絞って幾つかお尋ねしたいと思います。まず1点目は敷地西側を歩行者専用道路とし、敷地東側を車両道路として整備するとあります。自転車はどうしたらいいのでしょうか。

中澤管財課長

自転車につきましてはやはり道路法とか道交法とかの関係で、この県庁敷地内は道路ではないんですけども、一般的な認識としましては軽車両ということになりますので、車両扱いということになるかと考えております。

仁ノ平委員

道交法で公道はそうなっておりますので私もそれを可と思います。そこで伺うのですが、そうすると、現在平和通りからその入り口ですけど、宝くじ売り場から議事堂の方に向かってくる、そういうふうに自転車は入ってくることはできないということですか。

中澤管財課長

西門側から入ってくる部分、前回のときも御説明しましたけれども、今、観光部が入っている西別館につきましては、解体しますので、車両、それから、歩行者とも入り口の部分は広がりますので、自転車も入ってこれる通路をつくりたいとは考えております。

仁ノ平委員

4輪車は入ってこれないんですよ。

中澤管財課長 車両も西門側から入りますと車両通行につきましては議事堂と北別館の間を通過して、この委員会室棟を回りこむ形の通路を確保いたします。それから、この議事堂と、北別館の間にも駐車場を確保いたしますので、平和通りから入って来ていただいた車両の方々はこのところに整備する駐車場に止めていただくということが基本になるかと思っております。

仁ノ平委員 勘違いしていました。現行どおりこの西門、4輪も原付バイクも自転車も歩行者も行けるといことですね。そうすると、心配になるのがちょっとお話に出ましたのが分離という点で、現在は全く分離の反対で全てが混在しているというか、ごったにというか全ての間と車両がごちゃまぜ状態です。この西門もまた全部がOKということになると、そこでこの分離という方針がどう生きてくるのか、安全確保の面で心配なのですがどのような対策を考えられているかお示してください。

中澤管財課長 どうしても車両が歩道の部分を横切るところは入り口部分になります。駅の方から下ってくる方や駅の方へ行く方がちょうど平和通り沿い歩道は通りますので、この部分はどうしても車両と歩行者は交差しますけれども、そこから入ってきたときに車両は基本的にはこの議事堂の北側を通過していただく。歩行者の方は西側が専用通路でございますので、西側へ流れていって西側から本館の方へ流れていただくという形で、ここで車両と歩行者は分離するというふうを考えております。

仁ノ平委員 公道においても何か世の中のトレンドは分離、道路はシェアするという考え方がトレンドになってきたようで、そうした意味では大変大事な整備だと思います。その上で安全性あるいは整然とした見ばえという意味からも、それぞれの交通強者、弱者、それぞれが動線をわかりやすく整備されることを望みます。

その上で駐輪場の話に行きたいのですが、現在は駐輪場のパイに比べてバイク・自転車の数かなり多くてあふれ返っている状況です。見ばえの点でもちょっと残念な状態ですし、自転車・バイクを置く者としては実際困る。この季節雨が多いと雨よけからも出てしまうという状況が実態なのですが、そして新設した県立図書館でも現在駐輪場の数が足りない状況で急いで増設しているとも聞いています。そうした意味で、駐輪場をどれだけ確保するかという観点は大変長い目で見たときに大事なことになってくると思うんですが、駐輪場の数、スペースの確保はどのように算定しているのかお考えをお示してください。

中澤管財課長 委員御指摘のとおり県庁構内に2輪車についてはたくさん止まっております。現在県庁構内には約700台ぐらいの2輪車が駐輪している状況でございます。これは私どもの方で調査をしておりますして実際数えたところでおおむね700台で、我々県庁職員や警察の職員の方とか教育委員会の職員の方々が県庁へ通勤するのに通勤届というのを人事課の方へ出しているんですけども、約680ぐらいの方が自転車やバイクで通ってきております。その中で、現在、委員御指摘のとおり、今、県庁の中にちゃんとした駐輪場というところは大体600台ですので、ちょうど100台ぐらいが厳しい状況にあることは確かでございます。そこでこの前も御説明しましたけれども、県庁の西側のところの1階建ての車庫をつぶして、今臨時的に駐車場になっておりますけれども、あの部分に2階建ての駐輪場を整備する予定でございます、おおむね11月末ぐらいまでには立体の駐輪場ということで、約290台がきちんと置けるような駐輪場を確保したいというふうを考えております。

仁ノ平委員 今、課長は現状で100台分考えたというお話だったんですが、実は高校生も随

分内緒で置いているんですね。県庁内に置いておけば安心だということで学生も置いていますから、もっとそれよりもあふれ返っている状態ですが、それをどうするかはちょっと今難しいと思うんですが、この敷地の整備についてもぜひこれまでは自転車というのは余り視野の中に入っていないでいろんなところで設計されてきたかと思います。いろんな意味で自転車の重要性が増してもいますので、ぜひ百年の計のスタートに立ったということで、新しい整備をした後、何年その状態で行くかわかりませんが、一度つくってしまった後、変えるのは大変ですので、ぜひユニバーサルデザインの視点で自転車のことについても綿密なる計画を望みますが、最後にいかがでしょう。

中澤管財課長 御指摘いただきましたとおり、やはり、今、健康志向もありまして自転車を使われる方非常に多うございますので、私どもの方でもこのオープン県庁の敷地整備が終わるまでには、700台を超える部分できちんと駐輪場が確保できるように努力していきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

仁ノ平委員 雨よけもよろしくお祈いします。
以上です。

(職員の採用試験について)

丹澤委員 済みません、人事委員会にお尋ねをいたします。職員の採用試験がまたことし始まるわけですけれども、採用試験って本当に大事で、職員は、県庁に大事な人材なんですけれども、その採用試験は何っていったって一番大事なことだと思います。今、採用試験のやり方についてどういう手順で合否の決定をするのか教えていただければと思います。

小林人事委員会事務局次長

丹澤委員の御質問にお答えいたします。試験の中で一番多くを占めます上級試験について述べさせていただきますけれども、上級試験の場合は3次試験方式を採用しておりまして、1次試験で教養試験と専門試験、2次試験で集団討論と個別面接、3次試験で論文と個別面接を行っておりまして、合否をそこで決定しております。

丹澤委員 そうすると、1次試験で知識を中心とする試験をして、そこである一定の合格点をとった人が2次試験へ進むというシステムですね。問題は集団討論あるいは個別面接をしているわけですけれども、集団討論というのは何人でどれぐらいの時間を1つのグループにかけてやるのでしょうか。

小林人事委員会事務局次長

集団討論につきましては1グループ8人程度のグループで行うことになっております。個別面接はもちろん個別、1人ずつ面接を行うという形で行っております。

丹澤委員 集団討論の8人を、面接官が何人ぐらいで、それぞれどれぐらいの時間をかけるんですか。

小林人事委員会事務局次長

集団討論につきましては討論自体40分、それを審査するのが3人という形でございます。

丹澤委員 私も面接官をしたことがありますけれども、短時間の間にその人の資質を見抜く

というのは大変なことで、どうしても知識の豊富な人は優秀だと思ってしまう。ところが実際県庁に入ってみますと、ある民間企業の人と話をしたら、知識が豊富で、つまり頭がよくて、そして慎重で、そして融通性のない人、これは民間が一番だめだと、こういう人は民間はとらない。しかし県庁はこういう人をとっているという話を聞きまして、その資質を見分けるのに面接が一番大事なことだと思うんですけども、8人がいる中で40分間という1人がしゃべる時間ってごく限られているし、中にはしゃべらない人も出てくる。しゃべらなきゃ自分が面接通らないと思うから一生懸命しゃべるんでしょうけれども、今この人たちは受けるときには面接専門のそういう専門学校があつて、そこで専門にやってくるんですよ。そういう人を見抜く資質が面接官にむしろなくて、面接官は県庁の人が行ってたまたまその場行ったから面接官になったと。相手は通りたいがために一生懸命面接だけを目標に、あるいは論文だけを目標に一生懸命勉強してくる。その人を短時間で見抜かなければならない。ここにいるマスコミの人たちもきっとそうだと思うけれども、何回も何回も面接を受けて、受けて、受けて、面接の中からいい人をよりすぐってきているわけだ。だから、面接が非常に大切だと、どこの人事担当者に、総務部長さんもきっと国にいてそういう立場にあつたかもしれないけれども、それが一番大事だと。ところが山梨県の面接する人たちはそれに勝るようなそういう知識を持ったり技術を持ったりしているんでしょうか。

小林人事委員会事務局次長

今、丹澤委員がおっしゃられたとおり、最近では大学でも、それから、公務員予備校でも面接の技法というものを教えてくるということで、私たちが面接をしても中には同じ答えをする、そういう形で教わってくるものですから、同じ答えをするという場合が見られるわけなんですけれども、一応私たち面接官になる者としては、昨年度からは県庁の生活の中でも経験豊富な部局の次長さんクラスを面接官に依頼しております。それから、毎年面接技法の研修会というものを面接官自身も受けて技術の向上を図っているところです。それに加えて、面接ということではないんですけども、一応受験者が望ましい県職員としてふさわしい性格特性を有するかということにつきましては、適性検査等もそこに取り入れながらやっている次第でございます。

丹澤委員

いい人をとることが山梨県の県政の発展のために必要なことですから、面接する人は技術をしっかりと学んで、いや、磨いて、そして本当にいい人をより分けられるような、そういう面接をしていただきたい。私たちも県庁職員が新しく入ってきて、この人って本当に県庁の面接を受けてきたのかなと思う人が、びっくりするような人がいますよね。だから、それって何を見てこの人受かってきたんだと。半年もしないうちにおかしくなっちゃって休んでしまう。それは試用期間中だから首にすればいいけど、なかなか人事課が難しく首にしないで、課長が首にするじゃ課長がしてくださいとか言われているから、なかなかそれもできないから一っと、ずるずる行っちゃうということが、今はどうか知りませんが、そういうことが多々あった。だから、ぜひ、委員長さん、面接する人のまず面接をしてちゃんとした人を面接官に選んでください。

小俣人事委員会委員長

お答えさせていただきます。私ども3次試験のときは委員が3名、そのほか次長クラスの方、それ以上の方が面接をしております。私、個人的に申し上げれば職業柄、これ丹澤委員に私が就任したときもお話ししたことがあると思いますけれども、非常に優秀な成績で入っても数カ月間に精神的にいろんなことがあってドロッ

プアウトされる職員の方が多いと思います。それが2桁になってくるとやはり県税の消費になります。その辺を十分考慮いたしまして、私の場合は目を見ながら話をしながら、成績ももちろん重視いたしますけれども、人間的にこれが県政にふさわしいのか、または県民の一人一人のために働く意思があるのかというようなことを一応見抜いて面接をしているつもりでございます。

以 上

総務委員長 堀内 富久